令和6年2月6日 保健福祉政策部 国保・年金課

世田谷区国民健康保険

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)について

1 主旨

世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画が令和5年度末をもって終了することから、これまでの計画の取組みの評価・検証を踏まえ、次期計画案を取りまとめたので報告する。

2 概要

(1) 計画の名称・期間

世田谷区国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査 等実施計画

令和6年4月1日~令和11年3月31日まで(6年間)

(2) 計画案の内容

概要版、計画案(別紙1~3)のとおり

- 補足1 標準化された計画
 - 2 健診利用者へのアンケート調査(対象者 1,200 人)
 - 3 国民健康保険運営協議会、 (構成委員:被保険者代表、医師らの代表、公益代表、保険者代表) 医師会、歯科医師会、薬剤師会への情報提供・意見交換
- (3)公表方法区ホームページへの掲載
- (4) 根拠法令
 - ・データヘルス計画 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
 - 特定健康診査等実施計画高齢者の医療の確保に関する法律 第19条
- 3 今後のスケジュール (予定)

令和6年3月 計画策定

5月~ 令和6年度 特定健康診査実施

9月~ 令和6年度 特定保健指導実施

2

世田谷区国民健康保険 第3期データヘルス計画 (案) 概要版

第1章 計画策定にあたって

■計画の趣旨

被保険者の健康の保持増進と医療費適正化のため、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画である。

■計画の位置づけ、計画の期間

- ○「第4期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定するとともに、 「健康せたがやプラン」等の関係する計画と整合を図る。
- ○令和6年度~11年度の6年計画とする。

第2章 国民健康保険の現状

■区の基礎情報

- ○人口 916,648 人で横ばい傾向。(R4 年度※1)
- ○高齢化率は H27 年度に 20%を超えており上昇傾向にある。
- ○平均寿命 男性 82.8 歳、女性 88.5 歳 (R4 年度) でやや上昇傾向。
- ○要介護者数は約 42,000 人で増加傾向。(R4 年度)

■被保険者の状況

- ○被保険者数は 175,134 人、国民健康保険加入割合は 19.1%で減少傾向にある。(R4 年度※2)
- ○65 歳~74 歳は全体の約 29%を占める。
- ○男女の構成比は、60歳以上は女性が多い。
- ※1・2 年度平均の人数 出典 せたがやの国保

第3章 第2期計画の実施状況

(省略)

第4章 医療費・保健事業等のデータ分析

■医療費のデータ分析

- ○被保険者 1 人当たり年間医療費は増加傾向※3 にある。 ※3 H29年度 299,196円から R4年度 337,059円に増加。
- ○区の1人当たり実績年間医療費(R2年度)の地域差指数※4を23区で比較すると、本区は0.91で2番目に低い水準となっている。
 - ※4 当指数は、1を下回ると全国平均よりも医療費が低いことを示す。
- ○最も医療資源(診療行為、医薬品等)を要した主傷病について、区と 都を比較した結果、区では「がん」「筋・骨格」「精神」「脂質異常症」 の全体に占める割合が高く、「慢性腎臓病」「糖尿病」の割合は低い。
- ○生活習慣病患者の1人当たり年間医療費は約37万円で増加傾向にあり、生活習慣病(高血圧症等)の有病率は上昇している。生活習慣病の主な疾病別の患者数と一人当たりの医療費の関係でみると、心疾患、脳血管疾患の医療費が多く、特に人工透析は1人当たり年間医療費が約500万円と高額である。

|■保健事業等のデータ分析

- ○特定健康診査の受診者数は、約 3.8 万人、受診率 34%で推移している。40 歳代受診率が最も低く、男性よりも女性の受診率が高い。
- ○特定保健指導の利用率は、新型コロナウイルス感染症による受診控え 等の影響により H29 の 8.8%から R3 の 6.3%へと低迷している。
- ○特定健康診査のデータ分析による受診勧奨通知・ショートメッセージ (SMS) の効果を検証したところ、SMS では送信先の 1 割が通知を確 認しており、周知に一定の効果が認められた。(R3 年度)

第5章 課題の抽出

■被保険者の健康に関する現状と優先的に取組む課題

世田谷区国保が優先的に取組む課題は、以下のとおりとする。「現状」

- ○特定健康診査の受診率が近隣自治体と比べ低い。特に 40 歳代・ 50 歳代の受診率向上が課題である。
- ○特定保健指導の利用者が少なく、健診結果を踏まえた生活習慣病 予防が十分には図られていない課題がある。
- ○自身の健康状態を把握していない被保険者が多くいる。
- [課題] ①特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率向上 「現状]
- ○生活習慣病(高血圧症等)の有病率は上昇している。
- ○生活習慣病患者の1人当たり医療費は、高齢化に伴い増加傾向。
- □ [課題] ②生活習慣病の重症化予防・発症予防

[現状]

- ○生活習慣病等の疾病に対する正しい知識を普及していく必要がある。
- ○重複・頻回受診、重複服薬の該当者が一定数おり対応する必要がある。
- □ [課題] ③健康意識の向上

■保険者として取組む課題

世田谷区国保の健全な運営に資するため、以下の課題に取組む。

- ○被保険者に医療費に対する理解を高めてもらう必要がある。
- ○被保険者負担の軽減や医療費適正化を図るため、ジェネリック 医薬品の利用率向上に努めていく必要がある。

第6章 目的・目標等の設定と 実施する保健事業

保健事業の目的

生活習慣病の発症及び重症化予防を図り、医療費適正化を目指す。

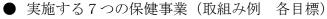
● 課題に対する目標

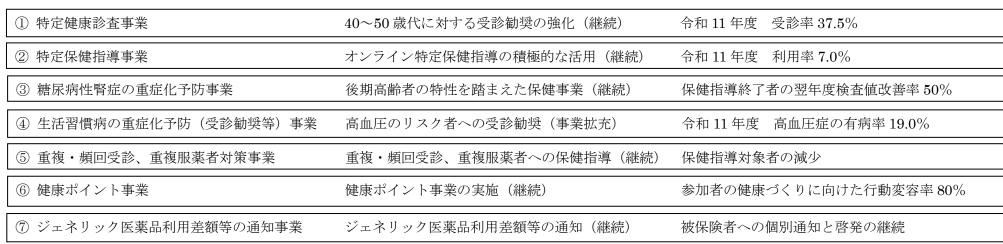
被保険者が定期的かつ継続的に特定健康診査を受診し、健診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、特定保健指導を積極的に利用している。

被保険者が受診した結果に応じて保健指導や治療 等の適切な対応が図られている。

被保険者が健康づくりや生活習慣病予防に対する 意識を持ち、積極的に取組んでいる。

被保険者が医療費の現状や医療保険制度の課題を 理解している。







3

世田谷区国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画(案)概要版

第1章 計画策定にあたって

- ■計画の位置づけ、計画の期間
- ○「高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条」及び「特定健康診査等基本指針」に基づき、策定する計画である。
- ○「第3期データヘルス計画」と一体的に策定するとともに、「健康せた がやプラン」等の関連する計画との整合を図る。
- ○令和6年度~11年度の6年計画とする。

第2章 国民健康保険の現状

データヘルス計画 第2章「国民健康保険の現状」参照のこと。

第3章 特定健康診査等の実施状況 (第3期における実績と評価、課題)

■特定健康診査の実績と評価、課題

「実績]

令和 4 年度実績 受診率: 34.8% 目標値: 43.0%

評価

計画期間中の受診率は34%程度となっており、目標値と開きが出ている

「課題]

① 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率が低く、自身の健康状態を継続的に把握して生活習慣病の発症予防へつなげる機会を挽していると考えられる。

② 40歳代・50歳代の低い受診率 健康への関心を若い頃から認識してもらう必要がある。

③ 特定健康診査に対する理解

定期健診を受けて重症化予防につなげていく課題がある。

■特定保健指導の実績と評価、課題

[実績]

令和 4 年度実績 利用率: 5.4% 目標値: 18.0%

[評価]

新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響で、対面にて実施する特定保健指導の利用率は低迷し、目標値との間に大きな差が生じている。

「課題〕

① 特定保健指導の利用率

特定保健指導を利用する人が少ないため、多くの人が生活習慣病予防につながっていない。

② 利用しづらい特定保健指導の仕組み

40歳代、50歳代の利用率が低く、日程や会場の制約で利用できない 人たちも含まれており、対応できていない。

第4章 目標の設定、達成するための対策方針

■各年度の目標受診率・利用率

	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度		
特定健康診査	0° 00/	0 = =0/	0.0 00/	0.0 50/	07.00/	0.7 = 0/		
受診率	35.0%	35.5%	36.0%	36.5%	37.0%	37.5%		
特定保健指導	C 00/	C 90/	C 40/	C C0/	C 00/	7.00/		
利用率	6.0%	6.2%	6.4%	6.6%	6.8%	7.0%		

■目標を達成するための対策方針

各項目について、第3期計画期間の課題を踏まえ、関係機関と協議を図りながら目標の達成 に向けて取組みを進めていく。

- 1. 特定健康診查
- ① 40歳代・50歳代の未受診者対策

受診率が特に低い 40 歳代・50 歳代の受診率向上のため、はじめて健診の受診対象となる 40 歳になる方へ健診内容と受診の必要性を伝える受診勧奨を実施する。また、未受診者には、受診勧奨のショートメッセージを送付するなど強化を図る。

② 受診機会の拡大

多忙な働く世代の方にも利用しやすい受診機会の拡大について検討を進める。

③ 効果的な受診勧奨の実施

個別性の高い情報提供やかかりつけ医との連携による受診勧奨などを実施し、継続受診 の重要性の認識を促す。また、早期受診の勧奨に取組み受診ピークの緩和を図る。

④ 健診PRの工夫

区ホームページの改善、デジタルサイネージや健診を紹介する動画などを活用した分かり やすいPRに努める。

⑤ 関係機関との連携

今後もがん検診との同時受診を実施し、利用しやすい環境づくりに取り組む。

⑥ 他の健診結果の受領

受診対象者が人間ドックや事業主健診を受けた場合、特定健康診査を受診したとみなすことができることから、他の健診の結果を収集する取組みを進める。

2. 特定保健指導

① 効果的な利用勧奨の実施

電話による利用勧奨は一定の効果が得られていることから今後も継続する。さらに利用率 の向上を図るため、ショートメッセージを活用して対象者に利用を促す勧奨を加えること で電話のつながらなかった人にも案内が届くように工夫する。

② 利用のしやすさを目指した保健指導の実施

ICT を活用して、オンラインで特定保健指導を受けられる仕組みを充実させる。

第5章 特定健康診査、特定保健指導の実施

特定健康診査・特定保健指導の基本的な実施方法は、前計 画と同様とするが、国の見直しを踏まえ、主に以下の点につ いて変更する。

- ○特定健診の基本的な項目及び運用は維持。新しい健診項目・手法の追加は行わない。ただし、中性脂肪に関する保健指導判定値、階層化に用いる数値基準は変更する。
- ○特定保健指導のアウトカム評価の導入

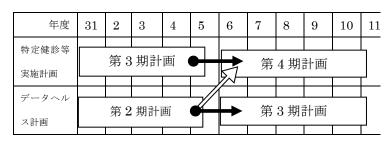
従前のプロセス評価と合わせ、アウトカム評価(主要達成目標:腹囲 2 cm・体重 2 kg減)による特定保健指導の実績評価を導入する。

参考資料

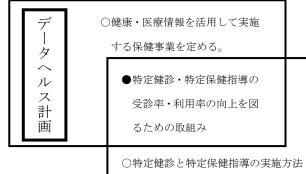
計画の参考資料として、以下の内容を追加した。

- ①「特定健診の受診状況に関するアンケート集計結果」を 掲載
- ②「用語解説」を掲載

計画の期間及び関連について



※第3期データヘルス計画におけるデータ分析の結果は、第4期特定健診等実施計画の策定に反映させる。



特定健診と特定保健指導の実施方法 や目標に係る基本的な事項を定める。 *等実施計画

定健

別紙3

世田谷区国民健康保険 第3期データへルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画 【令和6(2024)年度~令和11(2029)年度】 (案)

令和6年3月 世田谷区

目次

第1部 第3期 データヘルス計画1-
第1章 計画策定にあたって2-
<1>計画の背景と趣旨2-
<2>計画の位置づけ2-
<3>計画の期間3 -
< 4 >実施体制・関係者連携3 -
<5>KDBシステムの活用4‐
第2章 国民健康保険の現状
<1>区の基礎情報5-
1. 人口・世帯数・国保加入割合5-
2. 高齢化率
3. 平均寿命
4. 死因割合比較6-
5. 要支援・要介護認定者数の推移
< 2 >被保険者の状況8-
1. 被保険者の構成8-
2. 被保険者の異動状況10-
第3章 第2期計画の実施状況11-
< 1 >健診(検診)11 -
1. 特定健康診査 (法定事業) 11 -
2. 特定健康診査の受診勧奨11-
3. 長寿健診(東京都後期高齢者医療広域連合からの受託事業)12-
< 2 >特定保健指導 12 -
1. 特定保健指導 (法定事業)
2. 特定保健指導の利用促進12-
<3>重症化予防等の保健事業13 -
1. 糖尿病性腎症重症化予防13-
2. 生活習慣病発症予防事業
3. 適正な受診・服薬の推進
4.健康づくりを支援するインセンティブの実施
<4>ジェネリック医薬品14‐
1. ジェネリック医薬品の普及・啓発14-
<5>連携・協働の取組み
1.「地域・職域連携推進連絡会」を通じた取組み14-
2.「協会けんぽとの連携・協働」に基づく取組み15 -

第4	章	医療費・保健事業等のデータ分析	16 -
<	1 >	データ分析にあたって	16 -
<	2 >	医療費のデータ分析	17 -
	1.	近年の状況	17 -
	2.	医療費と被保険者の年齢構成との関係	22 -
	3.	生活習慣病に関する医療費分析	24 -
	4.	高血圧症患者の状況について	25 -
	5.	糖尿病性腎症患者数の推移および糖尿病2型との併発者	26 -
	6.	問診項目の分析	28 -
	7.	地区分析(5地域別比較)	29 -
<	3 >	保健事業等のデータ分析	30 -
	1.	特定健康診査の受診状況	30 -
	2.	23 区の特定健診受診率比較	32 -
	3.	特定保健指導の利用状況・効果	33 -
	4.	特定健康診査受診勧奨の効果	37 -
	5.	特定保健指導の電話利用勧奨の効果	38 -
	6.	ハイリスク者に対する重症化・発症予防の効果	39 -
	7.	ジェネリック医薬品の使用状況	40 -
	8.	ジェネリック医薬品に関する通知の効果	40 -
	9.	重複受診等訪問指導事業への取組み	41 -
第5	章	課題の抽出	42 -
<	1 >	被保険者の健康に関する現状	42 -
	2.	疾病別の特徴について	42 -
	3.	特定健康診査について	42 -
		特定保健指導について	
	5.	ジェネリック医薬品について	43 -
		重複・頻回受診、重複服薬、多剤投与の状況について	
<	2 >	優先的に取組む課題	44 -
<		保険者として取組む課題	
		被保険者の医療費に対する理解促進	
		ジェネリック医薬品の普及促進	
第6		目的と目標等の設定と実施する保健事業	
		·目的と目標の設定	
<	2 >	対策の方向性	47 -
<	3 >	・実施する保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49 -

第7章 個人情報の保護	54 -
第8章 計画の公表・周知	54 -
<1>計画の公表	54 -
<2>普及啓発の方法	54 -
第9章 計画の評価・見直し	54 -
第10章 地域包括ケアに係る取組み及びその他の留意事項	55 -
<1>地域包括ケアに係る取組み	55 -
< 2 >その他	55 -
第2部 第4期 特定健康診査等実施計画	57 -
第1章 計画策定にあたって	58 -
<1>計画の背景と趣旨	58 -
<2>計画の位置づけ	58 -
<3>計画の期間	59 -
第2章 国民健康保険の現状	59 -
<1>人口及び被保険者数	59 -
<2>被保険者の構成	60 -
<3>医療費の状況	62 -
1. 医療費総額の推移	62 -
2. 疾病別医療費	63 -
第3章 特定健康診査等の実施状況(第3期における実績と評価、課題)	66 -
<1>特定健康診査の実績と評価、課題	66 -
1. 実績	66 -
2. 評価	68 -
3. 課題	69 -
<2>特定保健指導の実績と評価、課題	70 -
1. 実績	70 -
2. 評価	72 -
3. 課題	72 -
第4章 目標の設定、達成するための対策方針	74 -
<1>目標の設定、対象者数の推計	74 -
1. 各年度の目標受診率・利用率	74 -
2. 各年度の対象者数の推計及び推計受診者数	75 -
<2>目標を達成するための対策方針	76 -
1. 特定健康診査	76 -
2. 特定保健指導	78 -
第5音 特定健康診査 特定保健指道の実施	- 70 -

<	< 1 >	>特定健康診査の実施方法	79 -
	1.	概要	79 -
	2.	検査項目	30 -
	3.	受診券	31 -
	4.	周知、案内方法	31 -
	5.	特定健康診査データの保管及び管理方法	31 -
	6.	事業主健診等の健診データの収集方法	31 -
<	< 2 >	>特定保健指導の実施方法	32 -
	1.	概要	32 -
	2.	実施内容	34 -
	3.	利用券	35 -
	4.	周知、案内方法	35 -
	5.	特定保健指導データの保管及び管理方法	35 -
<	< 3 >	>年間スケジュール	36 -
第(6章	個人情報の保護	37 -
<	< 1 >	>基本的な考え方	37 -
<	< 2 >	>記録の保存方法	37 -
<	< 3 >	>記録の保存体制	37 -
<	< 4 >	>記録の保存期間	37 -
第	7章	計画の公表・周知	38 -
<	< 1 >	>計画の公表	38 -
<	< 2 >	>普及啓発の方法	38 -
第	8章	計画の評価及び見直し	38 -
<	< 1 >	>計画の評価	38 -
<	< 2 >	>計画の見直し	38 -
第:	9章	その他	39 -
<	< 1 >	>長寿(後期高齢者)健康診査・保健事業への対応	39 -
<	< 2 >	>がん検診等との連携	39 -

図表目次

凶表	1	世田谷区の人口と国保加入割合の推移	5 -
図表	2	世田谷区の高齢化率	6-
図表	3	世田谷区の平均寿命 令和2年度	6 -
図表	4	死因割合比較 令和4年度累計	6 -
図表	5	世田谷区の要支援・要介護認定者数の推移	7 -
図表	6	世田谷区国保被保険者の構成(令和3年度)	8-
図表	7	被保険者の人口ピラミッド及び推移	9 -
図表	8	被保険者の異動状況	- 10 -
図表	9	医療費総額及び一人当たり医療費の推移	- 17 -
図表	10	1 人当たりの実績年間医療費と地域差指数の 23 区比較	- 18 -
図表	11	総医療費の内訳 レセプト別・年齢階級別	- 19 -
図表	12	最大医療資源の医療費に占める割合比較	- 20 -
図表	13	生活習慣病に関する医療費の推移	- 20 -
図表	14	世田谷区の患者数と1人当たり医療費 疾患別	- 21 -
図表	15	生活習慣病と他疾患との併存疾患率	- 22 -
図表	16	生活習慣病新規発症分布【疾患別・性別・年齢別】	- 23 -
図表	17	疾病別年間医療費	- 24 -
図表	18	疾病別一人当たり年間医療費	- 24 -
図表	19	高血圧症患者数	- 25 -
図表	20	糖尿病性腎症患者数 性別・年齢階級別	- 26 -
図表	21	糖尿病(2型)患者と糖尿病性腎症並びに人工透析併発者	- 27 -
図表	22	健診の問診項目の推移	- 28 -
図表	23	生活習慣病リスク保有者地域比較	- 29 -
図表	24	特定健康診査受診者数と受診率の推移	- 30 -
図表	25	健診受診者と未受診者の年齢階級別推移	- 31 -
図表	26	特定健診対象者と受診者数の関係	- 32 -
図表	27	特定保健指導利用者数と利用率、利用者、未利用者の推移	- 33 -
図表	28	特定保健指導の実績 法定報告	- 33 -
図表	29	特定保健指導の対象者分析(年代別・性別)	- 34 -
図表	30	特定保健指導の利用者分析	- 35 -
図表	31	特定保健指導の実施と非実施グループ比較	- 36 -
図表	32	コールセンターの架電実績	- 38 -
図表	33	ジェネリック医薬品の使用状況及び通知の効果	- 40 -
図表	34	人口及び国保被保険者数の推移	- 59 -
図表	35	世田谷区国保被保険者の構成(令和3年度)	- 60 -

図表 36	被保険者の人口ピラミッド及び推移61 -
図表 37	医療費総額及び一人当たり医療費の推移62-
図表 38	世田谷区の患者数と1人当たり医療費 疾患別
図表 39	最大医療資源の医療費に占める割合比較64-
図表 40	生活習慣病に係わる医療費の推移64-
図表 41	疾病別年間医療費65-
図表 42	疾病別一人当たり年間医療費65-
図表 43	特定健康診査受診者数と受診率の推移66-
図表 44	健診受診者と未受診者の年齢階級別推移67-
図表 45	特定保健指導利用者数と利用率、利用者、未利用者の推移 70-
図表 46	特定保健指導の実績(法定報告) 71 -
図表 47	保健指導の利用者分析 71 -
	参考資料
参考資料	1 特定健診の受診状況に関するアンケート集計結果92-
参考資料	2 用語解説96-

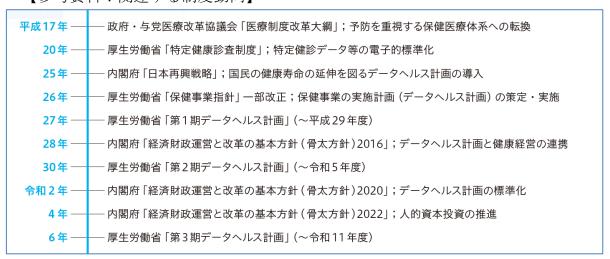
第1部第3期 データヘルス計画

第1章 計画策定にあたって

<1>計画の背景と趣旨

令和3年の高齢化率が28%を超え、超高齢社会となったわが国の目標は、長寿を目指すことから健康寿命を延ばすことになっています。平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」において、国民の健康寿命の延伸のための予防・健康管理の推進に資する新たな仕組みづくりとして、保険者による「データへルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められることとなりました。平成26年には「保健事業の実施等に関する指針」の一部改正等が行われ、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的に保健事業を実施するための「データへルス計画」を策定し、保健事業の実施・評価・改善等をすることとなりました。平成30年には制度改正(国保の広域化)により、東京都が各区市町村と共同の保険者と位置付けられ、令和2年にデータへルス計画の標準化等の取組の推進、令和4年には保険者共通の評価指標の設定の推進が掲げられました。今般、これらの経緯も踏まえ、第3期データへルス計画を策定しました。

【参考資料:関連する制度動向】



引用:厚労省『データヘルス計画作成の手引き第3期改訂版』P.5

<2>計画の位置づけ

世田谷区国民健康保険では、被保険者の健康増進を目的に「第3期世田谷区 データヘルス計画」を策定し、実施します。健康・医療情報を活用して地域の健康課題を抽出し、庁内の関連部署や地域の関係機関などと共創して健康課題の

解決に努めます。なお、世田谷区国民健康保険「データへルス計画」は、区の基本計画を上位計画とし、健康せたがやプラン、地域保健医療福祉総合計画、特定健康診査等実施計画の関連計画と調和しています。また、東京都および後期高齢者医療広域連合による関連計画との調和も図っています。このほか、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の関係する計画との整合を図ります。

【参考資料:主な計画の期間と記載内容】

計画名	根拠法令など	作成者	計画期間	記載内容
データヘルス 計画	医療保険各法に 基づく告示	保険者	● 6年間 ※第1期は3年間 第3期(令和6年~令和11年)	◆被保険者の健康課題◆健康課題に対応した目標・評価指標◆保健事業の方法・体制等
特定健康診査等 実施計画	高齢者の医療の 確保に関する法律	保険者	●6年間 ※第1期は3年間 第4期(令和6年~令和11年)	◆特定健診・特定保健指導の実施
医療費適正化計画	高齢者の医療の 確保に関する法律	都道府県	● 6年間 ※第2期までは5年間 第4期(令和6年~令和11年)	◆医療に要する費用の見込みに関する事項 ◆住民の健康の保持の推進に関し達成すべき目標 ◆医療の効率的な提供の推進に関し達成すべき目標等
健康増進計画	健康増進法	都道府県 市町村	●12年間 ※第2次は11年間 第3次(令和6年~令和17年)	◆健康の増進の推進に関する基本的な方向◆各施策の取組と目標等 (栄養・食生活、身体活動・運動、休養、 飲酒、喫煙等)

引用:厚労省『データヘルス計画作成の手引き第3期改訂版』P.11

<3>計画の期間

本計画の計画期間は、「世田谷区国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」 と合わせて、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間 とします。



<4>実施体制・関係者連携

本計画の事業推進にあたっては、国民健康保険を所管する国保・年金課が主体

となって、庁内関係部署や地区医師会等の関係団体と連携を図りながら保健事業を実施します。

また、本計画の実効性を高めるため、国民健康保険運営協議会に進捗状況を定期的に報告するとともに、東京都との連携強化を図り、東京都国民健康保険団体連合会が設置する支援・評価委員会からの支援・評価を積極的に活用します。

<5>KDBシステムの活用

本計画の策定にあたり、国・都・同規模都市との比較分析については、主に国保データベースシステム(以下「KDBシステム」という。)により提供される情報¹を参考資料として活用します。

KDBシステムは、国民健康保険団体連合会が保険者から委託を受けて行う各種業務を通じて管理する健診・医療・介護等に係る情報に基づき、統計情報や個人の健康に関する情報を保険者に提供することで、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的に構築されました。

KDBシステムを活用することにより、これまで保険者が行ってきた健康づくりに関するデータの集計作業が効率化され、地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易となりました。本計画では、KDBに蓄積されたデータを有効活用するとともに、中長期的な傾向を把握するため、前計画期間だけに限らず幅広くデータを俯瞰して、課題抽出や事業評価へとつなげます。

-

¹ KDB から抽出したデータを活用して作成した図表は、出典を「KDB」もしくは「国保連外付けシステム」と表記しています。「国保連外付けシステム」は、東京都国民健康保険団体連合会(国保連)が保険者向けに提供するシステムで、特定健診・特定保健指導業務を支援することを目的としたもので、健診や保健指導のデータが蓄積され、統計分析にあたっては、毎月のレセプトデータも反映させた疾病別医療費分析が行えます。一方、「KDB」は、国保連の健診・医療・介護情報を取り扱う各システムと連携しており、より幅広い観点から集計・分析が可能なシステムです。

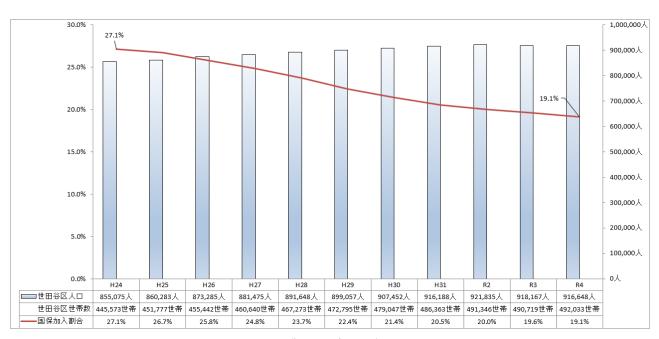
第2章 国民健康保険の現状

<1>区の基礎情報

1. 人口・世帯数・国保加入割合

本区の人口は、令和 4年(2022年)で916,648人で、国民健康保険の被保険者は175,134人、国保加入割合は19.1%となっており、割合は減少傾向にあります。区民の約 5人に1人が加入している状況です。

なお、全国の国民健康保険(市町村)の被保険者数は、少子化により日本の人口が縮小傾向に入ったことや後期高齢者医療制度の施行等により、平成19年度(2007年度)から減少傾向になっています²。



図表 1 世田谷区の人口と国保加入割合の推移

出典:せたがやの国保

-

 $^{^2}$ 出典『国民健康保険の安定を求めて 医療保険制度の改革』国民健康保険中央会,P.10,平成 28 年 11 月(2016 年)

2. 高齢化率

本区の高齢化率(65歳以上人口の割合)は上昇傾向にあり、令和3年(2021 年)では20.2%になっています。

30.0% 20.2% 18.8% 20.0% 10.0% 0.0% -H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3

図表 2 世田谷区の高齢化率

出典:統計書

3. 平均寿命

本区の平均寿命は、令和2年(2020年)時点で男性は83.2歳、女性は88.9歳 となっており、国や東京都の平均よりも高く、男女とも上昇傾向にあります。

平均寿命(歳) 世田谷区 東京都 玉 83.2 81.8 81.5 女 87.9 88.9 87.6

図表 3 世田谷区の平均寿命 令和2年度

出典:国「市区町村別生命表」

4. 死因割合比較

世田谷区の令和4年度(2022)のがんの死因割合は52.4%で、国と比較す ると 1.8 ポイント高く、東京都と比較すると 1.0%ポイント高くなっていま す。世田谷区の糖尿病の死因割合は1.3%で、国と比較すると0.6ポイント低 くなっています。

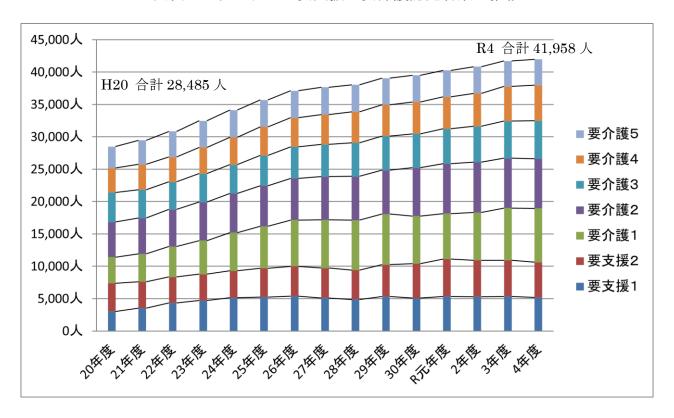
死因(%) 世田谷区 東京都 国 がん 52.451.450.6心臟病 28.027.527.5脳疾患 12.513.2 13.8 糖尿病 1.3 1.8 1.9 腎不全 2.93.1 3.6 自殺 2.7 2.93.0

図表 4 死因割合比較 令和 4 年度累計

出典:KDB

5. 要支援・要介護認定者数の推移 要支援・要介護の認定者数は、令和 4 年度では合計 41,958 人となっており、増加傾向にあります。

図表 5 世田谷区の要支援・要介護認定者数の推移



出典:介護保険事業状況報告及び区保有データ(各年度3月末現在)

<2>被保険者の状況

1. 被保険者の構成

被保険者の年齢構成について、令和 3 年度でみると特定健診の対象者となる 40 歳~74 歳の層が被保険者に占める割合は 68%となっています。

年齢構成の特徴として、本区では65歳~74歳だけで全体の3割近くを占め、 国にいたっては全体の4割にのぼります。この偏りが生じている原因は、勤め 先の定年退職等によって他の健康保険から国民健康保険へ加入される方(被扶 養者含む)が多いことにあります。

図表 6 世田谷区国保被保険者の構成(令和3年度)

被保険者構成	世田谷区	東京都	国
被保険者数	179,279	2,773,489	25,855,400
~39 歳(%)	31.9	30.4	23.6
40~64 歳	38.5	35.7	31.7
65~74 歳	29.7	33.9	44.7

出典: KDB

被保険者の推移について 5 歳階級別の人口ピラミッドで比較すると、どの年齢層も減少していることがわかります。また、男女とも 70 歳~74 歳が最も多くの被保険者がいます。

女性 男性 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 70-74歳 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 65-69歳 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 60-64歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 55-59歳 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 50-54歳 2021年度 2021年度 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 45-49歳 2021年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 40-44歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 35-39歳 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 30-34歳 2021年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 25-29歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 20-24歳 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 2021年度 15-19歳 2021年度 2019年度 2019年度 10-14歳 2020年度 2021年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 5-9歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 0-4歳 20,000 10,000 10,000 20,000 [人] [人]

図表 7 被保険者の人口ピラミッド及び推移

出典:世田谷区被保険者データ

2. 被保険者の異動状況

被保険者の異動状況を事由別に見ると、資格取得では「社会保険離脱」、「転入」、「その他」の順に多く、資格喪失では「社会保険加入」、「転出」、「後期高齢者加入」の順に多くなっています。また、各年度とも、資格取得数より資格喪失数の方が多くなっています。

図表 8 被保険者の異動状況

資格取得事由別状況

事由(件数)	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	合計
平成 29 年度(2017)	13,595	23,436	317	915	4	3,089	41,356
平成 30 年度(2018)	13,285	24,815	268	841	5	3,971	43,185
平成 31 年度(2019)	13,578	25,168	276	668	5	4,493	44,188
令和 2 年度(2020)	10,611	26,152	238	616	9	4,086	41,712
令和 3 年度(2021)	9,738	24,861	224	612	7	3,549	38,991
令和 4 年度(2022)	13,070	25,356	289	579	8	3,805	43,107

資格喪失事由別状況

事由(件数)	転出	社会保険 加入	生活保 護開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	合計
平成 29 年度(2017)	13,392	25,982	612	927	5,971	2,749	49,633
平成 30 年度(2018)	13,323	24,765	612	831	6,511	3,706	49,748
平成 31 年度(2019)	13,206	25,144	597	820	5,560	4,357	49,684
令和 2 年度(2020)	12,932	21,706	551	838	4,669	4,118	44,814
令和 3 年度(2021)	12,189	20,849	616	881	6,085	3,380	44,000
令和 4 年度(2022)	12,434	23,154	722	856	7,900	4,970	50,036

上記の出典:せたがやの国保

第3章 第2期計画の実施状況

第2期計画[平成30年度(2018)~令和5年度(2023)]では、「特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率向上」、「生活習慣病の重症化予防」、「健康意識の向上」の3つを課題と定め、取組みの方向性を示しながら、各種の保健事業を実施してきました。

計画に基づき行った主な保健事業の実施状況は、以下のとおりです。なお、本計画策定時点で令和5年度事業は実施途中であるため、令和4年度までの実施状況を掲載しています。各詳細は、本計画の第4章以降をご覧ください。

<1>健診(検診)

1. 特定健康診査(法定事業)

世田谷区国民健康保険の40歳~74歳の被保険者に対して、特定健康診査を実施しました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
対象者数	110,179 人	104,461 人
受診者数	38,300 人	36,377 人
受診率	34.8%	34.8%

2. 特定健康診査の受診勧奨

特定健康診査の未受診者に対して事業者への委託により受診勧奨通知・ はがきを発送し、受診を促しました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
勧奨方法	啓発チラシ/SMS	啓発チラシ/SMS
通知数	12,317 件/1,000 件	4,857 件/11,842 件

3. 長寿健診 (東京都後期高齢者医療広域連合からの受託事業) 世田谷区の後期高齢者医療制度の被保険者に対して、長寿健診を実施しました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
対象者数	98,428 人	102,076 人
受診者数	40,780 人	42,333 人
受診率	41.4%	41.4%

<2>特定保健指導

1. 特定保健指導(法定事業)

特定健康診査を受診した結果、生活習慣病のリスクが高い方に対して、生活習慣の改善を目的として特定保健指導を実施しました。

<実施状況>

> ··· = v ·· v -		
	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
対象者数	3,883 人	3,463 人
利用者数	245 人	187 人
利用率	6.3%	5.4%

2. 特定保健指導の利用促進

特定保健指導の利用勧奨と予約代行を行うコールセンターを設置し、利用率の向上を図りました。

<実施状況>

	令和3年度	令和 4 年度
	(2021年度)	(2022年度)
架電数	7,768 件	5,796 件
予約受付数	95 件	26 件

<3>重症化予防等の保健事業

1. 糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいて地区医師会と連携して、重症化リスクのある対象者に対して、主治医の同意のもと、保健指導を実施しました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
通知発送数	255 件	172 件
保健指導利用者	16 人	13 人

2. 生活習慣病発症予防事業

特定健康診査の結果、腹囲・BMI が基準範囲内で血糖値が保健指導判定値を超えるレベル(高値)の方へ、世田谷保健所が主催する生活習慣改善教室(まちかどゼミ)の案内を送付しました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
通知発送数	464 件	454 件
参加者数	中止	26 人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業は一時的に中止。

3. 適正な受診・服薬の推進

重複受診・頻回受診・重複服薬の傾向がある方へ、適切な医療機関へのかかり方や正しい服薬の仕方等を案内または指導することで、対象者の健康を守るとともに、医療費の適正化を図りました。

<実施状況>

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
通知発送数	182 件	198 件
訪問指導利用者数	5 人	6人

4. 健康づくりを支援するインセンティブの実施

令和 4 年度より、世田谷区国民健康保険健康ポイント事業を実施し、健康無関心層に対し、健康づくりの取組みに応じてポイントが付与される仕

組みを導入して、ウォーキングや健診受診などに取り組んでもらいました。 <実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
健康ポイント事業	検討	実施
参加者	_	55 人

<4>ジェネリック医薬品

1. ジェネリック医薬品の普及・啓発

後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知を発送し、 利用促進を図りました。

<実施状況>

	令和3年度	令和4年度
	(2021年度)	(2022年度)
通知発送数	17,858 件	31,098 件

<5>連携・協働の取組み

1.「地域・職域連携推進連絡会」を通じた取組み

(事務局:世田谷保健所健康企画課)

- ① 健康経営の概念や自分が受ける健診がわかるリーフレット「健康経営を始めましょう(健診・健康づくり編)」(平成 27 年度(2015 年度)作成)の配布(平成 30 年度(2018 年度)~平成 31 年度(2019 年度))を行いました。
 - ② 事業主向け健康管理セミナーを開催しました。

開催日・会場	テーマ	参加者数
平成 31 年 2 月 7 日	健康優良法人への近道、健康経営の	30 人
(2018年度)	ための具体策を教えます。	
三茶しゃれなあどホ	~従業員の健康や働き方への配慮	
ール・オリオン	で、企業イメージアップ!!~	
令和2年2月6日	「健康経営」が会社を変える!	40 人
(2019年度)	~会社の成長を支える従業員と家族	
三茶しゃれなあど ス	の健康~	
ワン・ビーナス		

③ 連絡会の協力を得て、民間企業と連携した働き盛り世代向けのセミナー

を開催しました。

開催日・会場	テーマ	参加者数
令和4年12月14日	男性も必見!カリスマ産婦人科医が教え	100人
(2022年度)	る女性のカラダ	
オンライン開催	~知っておきたい女性特有の症状と対応	
	策~	

2.「協会けんぽとの連携・協働」に基づく取組み

(事務局:世田谷保健所健康企画課)

- ①協会けんぽと協働し、「データでみるせたがやの健康 2019」を発行しました。(令和元年度(2019 年度))
- ②産業政策部門の啓発媒体「せたがやエコノミクス」に、協会けんぽ提供の医療費データを用いた記事「あなたも今日から「健康せたがやプラス1」」を掲載しました。(平成30年度(2018年度))

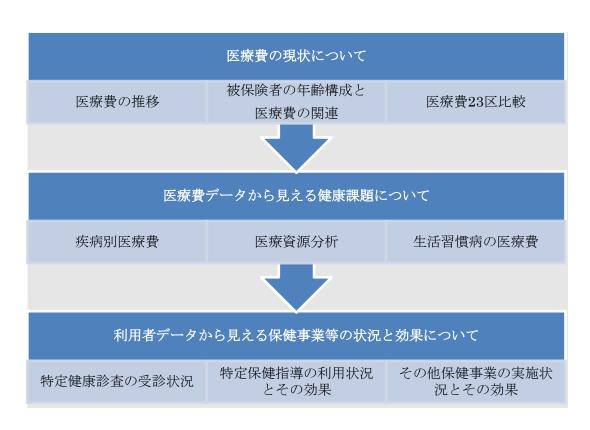
第4章 医療費・保健事業等のデータ分析

<1>データ分析にあたって

データ分析は、健診やレセプト³などの健康医療情報を活用し、被保険者の健康状態に即した効果的・効率的な保健事業に取組むことを目的に実施します。

本章では、これまでの区の取組みについて、健診結果や医療費等の詳細なデータ等に基づいて事業評価を行い、効果を検証するとともに今後の課題について検討します。分析にあたり使用する国民健康保険団体連合会のシステムでは、全国の自治体の最新データを集計・抽出し、項目別に整理することができ、本区にどのような地域の健康課題があるのか、様々な視点から分析を行います。

なお、国民健康保険団体連合会の運用するシステムからデータが抽出される ため、時点や抽出条件の違いで区の公表数値や集計結果と多少異なる場合があ ります。あくまで各数値はその時点で最新の比較を行うためのものとして留意 する必要があります。本章では、データから見える世田谷区国民健康保険の現状 と課題について、次の項目ごとに分析を進めます。



³ レセプトとは、『医療機関』が『保険者』に対して医療費を請求するために発行する請求明細書を示します。引用 Japan Medical Data Center (2008)< www.wam.go.jp/wamappl/bb13GS40.nsf>『参考資料 4·1』

<2>医療費のデータ分析

1. 近年の状況

医療費は、国民健康保険法第 107 条により都道府県知事へ報告することとされている状況報告の中にある療養の給付等及び療養費等の合計を指します。平成 29 年度(2017 年度)の医療費総額は約 602 億円で、一人当たりの医療費は299,196 円でしたが、令和 4 年度(2022 年度)には約 590 億円とこの間に約 12 億円減少する一方、一人当たり医療費は337,059 円となっており37,863 円増加しました。



図表 9 医療費総額及び一人当たり医療費の推移

出典:世田谷区資料

23 区で一人当たりの実績年間医療費4を比較すると、本区は令和 2 年度(2020年度)では、290,032 円となっています。全国の年齢構成の違いを補正して医療費を比較できるようにした「地域差指数」を横軸にとり、23 区で比較すると、本区は 2 番目5に低い値です。この「地域差指数」は、1 を下回ると全国平均より医療費が低いことを意味しており、世田谷区は、23 区および全国的に見ても、被保険者の年齢構成に対して 1 人当たりの医療費は低くなっています。

400,000円 23区平均 0.96← 350,000円 00 世田谷区 0.91← 00 0 300,000円 250,000円 200,000円 150,000円 100,000円 50,000円 0円 0.88 0.90 0.92 0.94 0.96 0.98 1.00 1.02 1.04

図表 10 1人当たりの実績年間医療費と地域差指数の 23 区比較

出典:厚労省 令和2年度(2020年度)

⁴ 一人当たり実績医療費とは、区市町村別の当該年度に要した一人当たりの国民健康保険医療費。国民健康保険医療費 (一般+退職+老人医療費) を、当該区市町村の被保険者数で除して算出する。出典:厚労省

⁵ 地域差指数では、年齢調整割合の計算を行っています。年齢調整する理由は、次のとおりです。「高齢者ほど高血圧の割合が高いことはよく知られています。国全体に比べ B 市の方が高血圧者の割合が多かったとしても、B 市の方が高齢者の割合が多ければ、国全体よりも B 市の方が(高齢者が多いので)高血圧の割合が多くてあたりまえとも考えられるので、血圧の状態に違いがあるかどうか判断できません。そこで、国全体も B 市も年齢構成が同一だった場合に期待される高血圧者割合(=年齢調整割合)を計算して比較することが行われます。」出典 横山徹爾,P.115,『健診・医療・介護等データ活用マニュアル』ただし、医療費の総額のように、年齢構成にかかわらず必要な医療資源の量の将来予測などを考えるときには、年齢調整しない方が理にかなっています。出典 同資料

⁽当該地域の地域差指数) = (仮に当該地域の加入者の年齢構成が全国平均と同じだったとした場合の 1 人当たり医療費) ÷ (全国平均の 1 人当たり医療費) 上記では、地域差指数(計) の過去 3 年平均を使っています。出典 厚生労働省『地域差指数について』

2017年度(平成 29年度)~2021年度(令和 3年度)にかけて 70~74歳の総医療費が増加傾向にあり、65~69歳では減少傾向にあります。この背景は、被保険者の年齢構成の高齢化によるもので、65~69歳の数が減る一方で 70~74歳の数が他の年代に比べて増えているためです。その影響で、一人当たり医療費も増加傾向にあります。

総医療費【レセプト別・年齢階級別】 70-74歳 65-69歳 60-64歳 55-59歳 50-54歳 45-49歳 40-44歳 35-39歳 30-34歳 25-29歳 20-24歳 15-19歳 10-14歳 5-9歳 0-4歳 10,000 20,000 [百万円] 入院 外来 歯科 調剤

図表 11 総医療費の内訳 レセプト別・年齢階級別

被保険者のレセプトデータから最も医療資源(診療行為、医薬品、特定器材)を要した主傷病を「最大医療資源」と呼び、その医療費全体に占める割合をみると、本区は「がん 33%」「筋・骨格 18%」「精神 16%」「慢性腎臓病(透析有)9%」などとなっており、概ね東京都と同じ傾向にあります。

世田谷区 東京都 その他 その他 12% 高血圧症 高血圧症 脂質異常症 5% 5% 5% 31% 33% 糖尿病 糖尿病. 9% 慢性腎臟病 慢性腎臟病 (诱析有) (透析有) 9% 11% 精神 筋・骨格 精神 筋・骨格 17% 16% 18%

図表 12 最大医療資源の医療費に占める割合比較

出典: KDB(令和3年度累計)

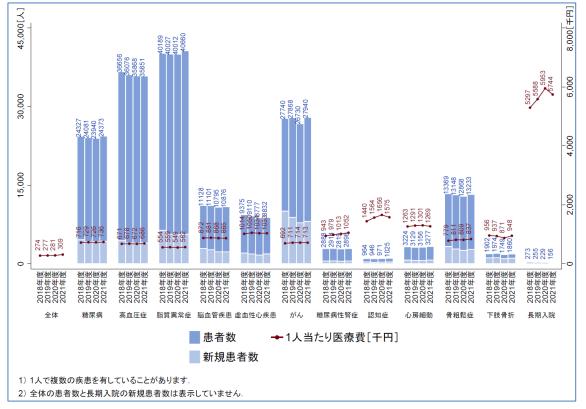
生活習慣病の医療費は、平成27年度(約398億円)から令和3年度(約373億円)にかけて減少傾向にありますが、一人当たりの生活習慣病にかかる医療費でみると約35万円から約37万円へと増えています。



図表 13 生活習慣病に関する医療費の推移

出典:国保連外付けシステム

主な疾病別患者数は「脂質異常症」「高血圧症」「糖尿病」「がん」などとなっています。全体的に患者数が減少傾向ですが、これは被保険者数の減少が背景にあります。また、疾病別の一人当たり医療費で比べると、「長期入院」「認知症」「心房細動」「虚血性心疾患」「糖尿病性腎症」が他の疾病よりも医療費が多くかかっています。このうち、「糖尿病性腎症」は上昇傾向です。



図表 14 世田谷区の患者数と1人当たり医療費 疾患別

2. 医療費と被保険者の年齢構成との関係

生活習慣病の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、患者の年齢が上がるにつれて、「脳血管疾患」および「虚血性心疾患」との併存疾患率が高まることが以下の図表から読み取れます。

| Windows | 10-14歳 | 15-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 15-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 15-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 5-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 5-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 5-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 10-14歳 | 5-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 80-60 | 10-14歳 | 15-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 40-44歳 | 45-49歳 | 50-54歳 | 55-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 70-

図表 15 生活習慣病と他疾患との併存疾患率

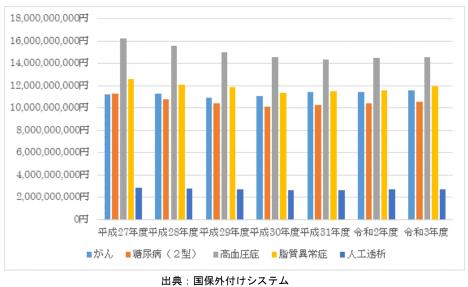
生活習慣病新規発症分布についてレセプトデータからみると、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が男女ともに 70 代前半に患者の分布がピークをつけて、70 代後半で「脳血管疾患」「虚血性心疾患」がピークになっています。このことから、本区においても、生活習慣病である血液や代謝などに関連する全身の持病が重症化して、他の脳卒中や心臓病といった疾患につながっていることが示唆されています。

[密两] 男性 .05 03 .01 糖尿病 0 -高血圧症 10 30 100 40 50 60 70 80 - 脂質異常症 一脳血管疾患 女性 一虚血性心疾患 一心不全 .04 .03 .01 0 100 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 [新規発症年齢] 1) 各疾患の発症年齢の分布を示しており、山になっている年齢での発症が多いと見ることができます。 2) 脳血管疾患と虚血性心疾患,心不全は入院月での発症に限定しています.

図表 16 生活習慣病新規発症分布【疾患別・性別・年齢別】

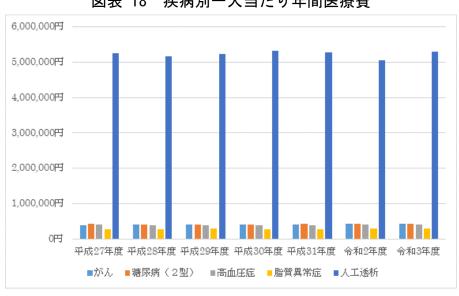
3. 生活習慣病に関する医療費分析

医療費の高い疾病の各年間医療費についてみると、「高血圧症」、「脂質異常 症」、「糖尿病」または「がん」の順で高く、高血圧症の医療費は減少がみられ るものの、その他は横ばいとなっています。



図表 17 疾病別年間医療費

疾病別の一人当たり医療費でみると、「人工透析」が最も高くなっています。 「人工透析」は、糖尿病性腎症などの重症化により必要となる治療で、被保険者 に日常生活の制限がかかるほか、一人当たり年間医療費は500万円ほど必要と なります。



図表 18 疾病別一人当たり年間医療費

出典:国保外付けシステム

4. 高血圧症患者の状況について

生活習慣病の疾病別年間医療費で金額の高い「高血圧症」の患者数は、平成28年度から令和3年度までの傾向をみると、被保険者数が全体的に減少しているのに伴い患者数もこの間3,500人ほど減少しています。しかし、前述のとおり(図表16)、被保険者の年齢が上がるにつれて、生活習慣病は新規発症する傾向にあり、高血圧の有病率は19%から20%へと上昇しています。



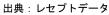
図表 19 高血圧症患者数

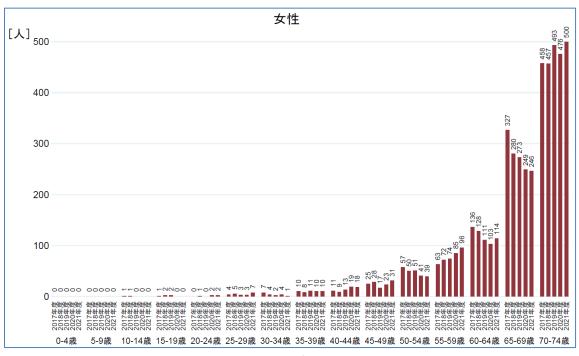
出典:国保外付けシステム

5. 糖尿病性腎症患者数の推移および糖尿病2型との併発者

「糖尿病性腎症」の患者数は、男女とも高齢になるほど多くなる傾向があり、男性の方が同年代の女性よりも多いことがわかります。

図表 20 糖尿病性腎症患者数 性別・年齢階級別





出典:レセプトデータ

糖尿病 (2 型) のうち糖尿病性腎症の併発者は約 10%で、人工透析併発者は約 1%となっています。糖尿病 (2 型) の患者数は、平成 27 年度と令和 4 年度を比較するとこの 8 年間で 3 千人ほど減っています。

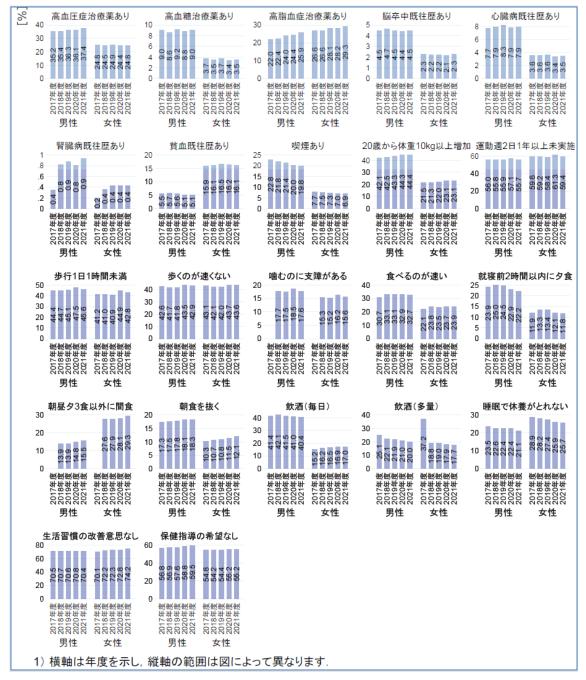
3,500人 30,000人 3,000人 25,000人 2,500人 20,000人 2,000人 15,000人 1,500人 10,000人 1,000人 5,000人 500人 0人 0人 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 ■ 糖尿病 (2型) 人工透析併発者 327人 337人 323人 292人 311人 334人 315人 346人 · 糖尿病 (2型) 糖尿病性腎症併発者 2,936人 2,970人 2,910人 2,863人 2,891人 2,790人 2,858人 2,717人 **──**糖尿病 (2型) 患者 26,523人 25,959人 24,898人 24,375人 24,064人 23,913人 24,311人 23,521人 ■ 糖尿病 (2型) 人工透析併発者 ☑☑ 糖尿病 (2型) 糖尿病性腎症併発者 **──**糖尿病 (2型) 患者

図表 21 糖尿病(2型)患者と糖尿病性腎症並びに人工透析併発者

出典: 国保外付けシステム

6. 問診項目の分析

健診の問診項目の回答について 2017 年度からの推移をみると、喫煙及び飲酒(多量)の回答が減少傾向にあり生活習慣の改善が期待できます。その一方、「歩行1日1時間未満」の割合が男女とも1ポイントほど増えています。



図表 22 健診の問診項目の推移

出典:世田谷区 健診結果データ

7. 地区分析(5地域別比較)

特定健診の結果から、リスク判定値:BMI25以上、脂質基準値(中性脂肪150以上)、血糖基準値(HbA1c5.6以上)、収縮期血圧130以上を本区の5地域で比較すると、区全体として、生活習慣病のリスク保有者の割合は似通っており、BMIやメタボ該当の比較的高い地域では脂質、血糖、血圧のリスク保有者の割合も高い傾向がみられます。

令和3年度 生活習慣病リスク保有者地域比較(%) 60.0 50.0 40.0 30.0 20.0 10.0 0.0 脂質(中性脂 収縮期血圧基 血糖(HbA1c) BMI メタボ該当 肪)基準値 基準値 準値 ■世田谷 22.2 16.2 40.3 37.5 17.7 ■北沢 22.0 16.0 40.2 37.6 18.1 ■玉川 20.5 14.7 17.0 42.0 38.0 ■砧 22.9 16.6 16.8 42.3 38.2 ■烏山 18.0 47.7 23.2 19.2 42.3

図表 23 生活習慣病リスク保有者地域比較

出典: KDB

<3>保健事業等のデータ分析

1. 特定健康診査の受診状況

特定健康診査の受診者数は令和4年度では3万6千人で、新型コロナウイルス感染症による受診控えで、受診率は34%台で横ばいとなっています。

60,000人 40.0% 35.8% 34.8% 35.0% 50,000人 30.0% 40,000人 25.0% 30,000人 20.0% 20,000人 10.0% 10,000人 5.0% 0人 0.0% 平成23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 令和2年度 3年度 ■■受診者数 ■■受診率

図表 24 特定健康診査受診者数と受診率の推移

出典:法定報告(世田谷区)

年度	対象者数	受診者数	受診率
平成 23 年度(2011 年度)	132,306 人	47,429 人	35.8%
平成 24 年度(2012 年度)	132,664 人	47,492 人	35.8%
平成 25 年度(2013 年度)	132,659 人	47,450 人	35.8%
平成 26 年度(2014 年度)	131,970 人	49,028 人	37.2%
平成 27 年度(2015 年度)	128,957 人	47,380 人	36.7%
平成 28 年度(2016 年度)	123,429 人	45,322 人	36.7%
平成 29 年度(2017 年度)	118,733 人	44,213 人	37.2%
平成 30 年度(2018 年度)	114,807 人	42,484 人	37.0%
平成 31 年度(2019 年度)	112,536 人	38,300 人	34.0%
令和 2 年度(2020 年度)	112,183 人	38,911 人	34.7%
令和 3 年度(2021 年度)	110,179 人	38,300 人	34.8%
令和 4 年度(2022 年度)	104,461 人	36,377 人	34.8%

出典:法定報告(世田谷区)

健診対象者のうち、受診者と未受診者を年齢別で 2017 年度~2021 年度の推移をみると、受診率については、40歳代~50歳代で低く、女性より男性の方が低くなっています。男女とも 70~74歳の受診者が微増したのに対し、65~69歳の受診者数は減少傾向にあります。令和 5年度に実施した対象者へのアンケート結果では、受診しなかったと回答した人のうち「特に身体の具合が悪くなかった」「受診がめんどうだった」といった意見が 2~3割を占めており、ご自身の健康状態を健診で把握していないことが課題となっています。

健診対象者数 男性 女性 70-74歳 65-69歳 60-64歳 受診 55-59歳 未受診 50-54歳 45-49歳 40-44歳 12.000 6,000 6,000 12.000 0 0 [人] [人]

図表 25 健診受診者と未受診者の年齢階級別推移

出典:区健診結果データ

2. 23 区の特定健診受診率比較

本区は23区で最大規模の対象者数と受診者数となっており、令和3年度の受診率は34.8%と、全体平均の受診率40.9%を下回りました。23区全体での受診率は、30%~40%の幅の中にあることが図から読み取れます。

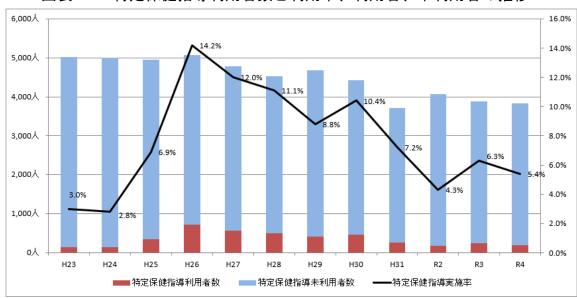
23区 特定健診の対象者数(横軸)と受診者数(縦軸)との関係 令和3年度実績 50,000 世田谷区34.8% 45,000 江戸川区44.0% 40,000 練馬区42.2% 板橋区46.8% 35,000 足立区41.3% 葛飾区48.7% - 大田区38.0% 30,000 目黒区44.2% 杉並区42.0% 墨田区49.0% 港区38.3% -25,000 江東区39.6% 北区43.2%.. 荒川区45.5% 20,000 品川区37.1% - 中野区37.9% 15,000 新宿区32.0% 文京区43.0% - 豊島区36.5% 10,000 中央区33.4% 一 渋谷区38.6% $R^2 = 0.9507$ 台東区43.8% 5,000 千代田区37.9% 0 20,000 40,000 60,000 80,000 100,000 120,000

図表 26 特定健診対象者と受診者数の関係

出典:法定報告

3. 特定保健指導の利用状況・効果

特定保健指導の利用率は、平成26年度をピークに令和3年度は6.3%と低迷しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、コールセンターによる勧奨を実施する中でも利用率は大幅に減少しました。



図表 27 特定保健指導利用者数と利用率、利用者、未利用者の推移

出典:法定報告

図表 28 特定保健指導の実績 法定報告

年度	対象者数	対象者割合	利用者数	利用率
平成 23 年度(2011 年度)	5,021 人	10.5%	151 人	3.0%
平成 24 年度(2012 年度)	5,009 人	10.5%	138 人	2.8%
平成 25 年度(2013 年度)	4,949 人	10.4%	341 人	6.9%
平成 26 年度(2014 年度)	5,074 人	10.3%	719 人	14.2%
平成 27 年度(2015 年度)	4,785 人	10.0%	574 人	12.0%
平成 28 年度(2016 年度)	4,523 人	9.9%	501 人	11.1%
平成 29 年度(2017 年度)	4,688 人	10.6%	411 人	8.8%
平成 30 年度(2018 年度)	4,424 人	10.4%	461 人	10.4%
平成 31 年度(2019 年度)	3,717 人	9.7%	267 人	7.2%
令和 2 年度(2020 年度)	4,061 人	10.4%	173 人	4.3%
令和 3 年度(2021 年度)	3,883 人	10.1%	245 人	6.3%
令和 4 年度(2022 年度)	3,463 人	9.5%	187 人	5.4%

出典:法定報告

健診受診者のうち特定保健指導対象者について男女別・年齢別でみると、全年齢層で男性の保健指導対象者が多い傾向にあります。65~69歳については、男女とも非対象者数が減る一方、対象者はあまり減っていないことがわかります。

男性 女性 70-74歳 65-69歳 60-64歳 非対象 55-59歳 対象 50-54歳 45-49歳 40-44歳 8,000 [人] 4,000 8,000 [人] 4,000 0 0

図表 29 特定保健指導の対象者分析 (年代別・性別)

出典:区健診結果データ

特定保健指導の利用者についてみると、近年は男女とも利用者(図では実施者)が減っていることがわかります。とりわけ、60歳以下の一部の年齢層で、利用しない者の数が令和2年度(2020)以降、増えている特徴があり、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

男性 女性 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2017年度 2018年度 70-74歳 2019年度 2020年度 2021年度
 2017年度 2018年度 2018年度 2019年度 2020年度 2020年度 2021年度
 2017年度 2018年度 65-69歳 2019年度 2020年度 2021年度
 2017年度 2018年度 2019年度 2019年度 2020年度 2020年度 2021年度 2017年度 2017年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2017年度 2018年度 2019年度 55-59歳 2020年度 実施 非実施 2021年度 2017年度 2018年度 2019年度 2019年度 2020年度 2020年度 2021年度 2021年度 2017年度 2018年度 2018年度 2019年度 2020年度 2020年度 2021年度 2021年度 2017年度 2018年度 2019年度 2019年度 2020年度 2020年度 2021年度 800 400 400 800 [人] [人]

図表 30 特定保健指導の利用者分析

出典:区保有データ

平成 29 年度 (2017) の特定保健指導を実施・非実施したグループの健診結果を経年で比較すると、特定保健指導を受けたグループの方が「体重」、「腹囲」、「血糖値」などで著しく高い値の者が少ないことから、生活習慣の管理されている状態が示唆されています。

~体重分布~ ~BMI分布~ ~腹囲分布~ [kg/m2] [kg]男性 男性 男性 女性 女性 女性 140 120 100 60 2017年 2018年 2020年 2021年 2021年 2017年 2018年 2018年 2020年 2020年 2018 2018 2020 2020 2020 非実施 実施 非実施 ~空腹時血糖分布~ ~HbA1c分布~ [lp/gm] 200 女性 % 女性 150 50 非実施 非実施 * 200mg/dl以下のみ表示 * 10%以下のみ表示 1) 2017年度保健指導実施有無別の各年度の健診結果(2017年度保健指導対象者に限定しています) 2) 濃青箱は中央値, 淡青箱は四分位範囲(25~75パーセンタイル), 淡青線は四分位範囲×1.5, 淡青点は外れ値を示し, 軸の範囲は図によって異なります

図表 31 特定保健指導の実施と非実施グループ比較

出典:区健診結果データ

4. 特定健康診査受診勧奨の効果

第 2 期データヘルス計画の事業計画に基づき、以下のとおり特定健康診査受 診勧奨事業を実施しました。

- ○令和3年度(2021年度)の取組み
- <対象者の特性に合わせた受診勧奨通知の発送>

【対象者】

(1) 通知による受診勧奨対象者

世田谷区国民健康保険に加入している年度末年齢40歳~70歳の12,317人

(2) SMS による受診勧奨対象者

世田谷区国民健康保険に加入している年度末年齢40歳代のうち、世田谷区が携帯電話の電話番号を把握している1,000人

【発送物】

令和3年度特定健診対象者のうちで、9月末時点で特定健診未受診となっている12,317人に対して性・年代別の特性に合わせた勧奨通知を作成し、令和4年10月に勧奨通知対象者へ発送しました。

【事業の効果】

令和3年度と特定健診未受診者12,317人に送付した勧奨通知後の受診率の状況をみると、70歳代女性で11.5%、70歳代男性で8.4%、60歳代女性で6.7%となっており、また、受診率の低い40歳代においても、女性では4.3%の受診率となっており、勧奨通知の送付により、一定の効果があったと考えられます。

SMS配信は、40 歳代の男性 445 人、女性 555 人の計 1,000 人を対象者として、令和 3 年 11 月 4 日・5 日、令和 4 年 1 月 25 日・26 日の 4 日間に、それぞれ 250 人に分けて配信しました。その結果、980 人は配信されましたが、20 人が失敗となっています。失敗の理由としては、キャリア不明が 13、期限切れ 2、受信拒否 1、その他 4 となっています。また、SMS に記載した区のホームページへの URL クリック数は 124 回となっています。

5. 特定保健指導の電話利用勧奨の効果

第2期データヘルス計画に基づき、特定保健指導の電話利用勧奨を実施しました。電話利用勧奨は、土日祝日や平日夜間を含み対象者ご本人と話せるまで複数回の架電をし、ご案内および予約代行までを行います。

【対象者】

令和 4 年度(2022)の特定保健指導の利用券発送者のうち、本人が直接委託 事業者へ予約をした直接予約者や電話番号不備などを引き抜いた 5,796 人の方 へ利用勧奨架電をしました。

【事業の効果】

架電による予約者は26人で全予約者の10%で、対象者への案内を対象者の過去の利用履歴などから内容を分けるなどを試みたものの、第1期計画から続く特定保健指導利用率の減少傾向の改善には至りませんでした。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は対面での面談を避ける傾向があり、電話での予約代行の数も低迷しました。

 令和 3 年度 (2021 年度)
 令和 4 年度 (2022 年度)

 架電数
 7,768 件 予約受付数
 5,796 件 26 件

図表 32 コールセンターの架電実績

6. ハイリスク者に対する重症化・発症予防の効果

【対象者】

重症化すると合併症を引き起こし、生活の質を著しく低下させる糖尿病に焦点をあて、以下に該当する方をハイリスク者とし、派遣型集団指導や医療機関への受診勧奨を行うと共に既に治療を受けている方に対し、かかりつけ医の了解のもと約6か月間の保健指導を実施しました。

<糖尿病性腎症重症化予防の受診勧奨>

- (a) 前年度の特定健康診査受診者で、空腹時血糖 126mg/dl 以上または ヘモ グロビン A1c6.5%以上の医療機関未受診者
- (b) 上記(a) に該当し、かつ腎機能の低下している者
- (c) 前年度の特定健診未受診者で、過去に糖尿病治療歴があり、現在治療を 中断している者

<糖尿病性腎症重症化予防の保健指導>

前年度の特定健康診査受診者で、空腹時血糖 126mg/dl 以上または ヘモグロビン A1c6.5%以上かつ腎機能の低下があり、治療中で主治医から保健指導を受けることの了解を得られた者

<生活習慣病発症予防「血糖値改善プログラム」> 特定健診受診者のうち非肥満者で血糖値が保健指導判定値を超える者

【糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨の効果】

受診勧奨後に糖尿病のレセプトが確認できた医療機関の受診者数と受診率は、R2年度は60人、29.7%、R3年度は51人、30.2%、R4年度は31*人、18.3%(*令和5年8月時点)でした。区が対象の方に受診勧奨するまでには、医療機関からの検査結果データ入手と糖尿病のレセプト確認作業が必要なため一定の時間を要しています。そのため、通知発送前に受診へとつながっていた方もいました。また、治療中断者の中には他疾患による入院や糖尿病に関連した合併症の発生によって再治療へつながる方もいました。

【糖尿病性腎症重症化予防保健指導の効果】

R3 年度の保健指導利用者 16 名の内、翌年度の健康診査を受診した 13 名の中で、CKD の範囲で腎機能の保持・改善があった者は 6 名でした。

7. ジェネリック医薬品の使用状況

ジェネリック医薬品の利用状況について、利用率の推移を見ると、平成30年(2018年)からその割合が継続的に増加していることが分かります。

図表 33 ジェネリック医薬品の使用状況及び通知の効果

年度	発送月	切替者	切替割合	効果額(円) *1	利用率*2
平成 30 年度	平成 30 年 8 月	3,663	17.8%	30,065,001	58.8%
平成 50 平及	平成 31 年 3 月	3,121	16.6%	25,264,396	61.1%
平成 31 年度	令和元年8月	3,536	16.7%	28,632,454	62.3%
十八 31 十尺	令和2年3月	3,009	16.8%	25,264,396	64.2%
令和2年度	令和3年3月	3,993	23.4%	22,451,447	65.9%
令和3年度	令和3年8月	2,788	15.6%	18,670,277	67.0%
令和4年度	令和4年8月	2,530	14.9%	11,811,566	68.6%

出典:区保有データ

8. ジェネリック医薬品に関する通知の効果

令和4年8月に発送した通知によってジェネリック医薬品に切り換えたのは 2,530人、効果額も11,811,566円と一定の効果を得ています。

^{*1} 効果額は、保険者負担と患者負担の合計額

^{*2} 利用率 (発送月時点) =後発品数÷ (後発品数+代替可能数)

9. 重複受診等訪問指導事業への取組み

被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を図るため、平成 31 年度から重複・頻回受診、重複服薬、多剤投与の傾向にある者に対し、専門職が架電及び訪問を行い、療養上の日常生活指導及び受診並びに服薬等の指導を実施しました。

【対象者】レセプトからの抽出条件

- ①重複受診の傾向がある者
 - 1ヶ月間に同系疾病で医療機関を2ヶ所以上かつ10日以上受診した患者
- ②頻回受診の傾向がある者
 - 1ヶ月間に15日以上、同一医療機関を受診した患者
- ③重複服薬の傾向がある者
 - 1ヶ月間に同系医薬品を複数の医療機関から60日分以上の処方を受けた患者
- ④多剤投与の傾向がある者

上記①~③に該当する者のうち、1回の調剤時に7種類以上の医薬品の処方を受けた患者 ※がん、認知症、統合失調症、要介護・要支援、20歳未満の該当者等は除く

上記の条件から令和3年度は対象者182人(①~④の重複あり)を抽出しました。

【事業の効果】

令和3年度の事業参加後に適切な受診、服薬に繋がったかを検証したところ、 受診回数の減少により頻回受診対象者1名に改善が見られ、また、処方医療機関 数の減少等により重複服薬対象者2名に改善が見られました。

第5章 課題の抽出

<1>被保険者の健康に関する現状

医療費や保健事業等のデータ分析の結果から見える世田谷区国民健康保険の 被保険者の健康に関する現状は以下のとおりです。

1. 医療費について

- ・被保険者1人当たり年間医療費は、平成29年度が299,196円であるのに対し、令和4年度は337,059円となっており、増加傾向にあります。〈図表9 医療費総額及び一人当たり医療費の推移〉
- ・生活習慣病の1人当たり年間医療費は、約37万円(令和3年度)で、被保険者1人当たり年間医療費の平均に比べ15%ほど医療費が多くかかっています。〈図表13 生活習慣病に関する医療費の推移〉
- ・1 人当たり実績年間医療費(令和2年度)の地域差指数を23 区で比較すると、本区は0.91で2番目に低い水準となっています。〈図表10 1人当たりの実績年間医療費と地域差指数の23 区比較〉
- ・糖尿病の重症化等による人工透析の 1 人当たり年間医療費は 500 万円を超 えています。〈図表 18 疾病別一人当たり年間医療費〉

2. 疾病別の特徴について

- ・最も医療資源(診療行為、医薬品等)を要した主傷病について、区と都を比較した結果、区では「がん」「筋・骨格」「精神」「脂質異常症」の全体に占める割合が高く、「慢性腎臓病」「糖尿病」の割合は低くなっています。〈図表 12 最大医療資源の医療費に占める割合比較〉
- ・主な疾病別患者数は、「脂質異常症」「高血圧症」「糖尿病」「がん」で、全体的に患者数が減少傾向ですが、疾病別の一人当たり医療費で見ると「糖尿病性腎症」は上昇傾向にあります。〈図表 14 世田谷区の患者数と1人当たり医療費 疾患別、図表 20 糖尿病性腎症患者数 性別・年齢階級別、図表 17 疾病別年間医療費〉

3. 特定健康診査について

- ・特定健康診査の受診率は 34%程度で推移しており、自身の健康状態を把握していない被保険者が多くいると考えられます。〈図表 24 特定健康診査受診者数と受診率の推移〉
- ・受診率については、40歳代~50歳代で低く、女性より男性の方が低くなっ

ています。〈図表 25 健診受診者と未受診者の年齢階級別推移〉

4. 特定保健指導について

・特定保健指導の利用率は 10%未満で推移しています。利用者が少ないことから、健診結果に応じた保健指導や生活習慣改善につながっていない被保険者が多くいることが考えられます。〈図表 27 特定保健指導利用者数と利用率、利用者、未利用者の推移〉

5. ジェネリック医薬品について

・後発医薬品利用率が継続的に増加しており、医療費適正化に寄与していると考えられます。〈図表 33 ジェネリック医薬品の使用状況及び通知の効果〉

6. 重複・頻回受診、重複服薬、多剤投与の状況について

・被保険者の重複服薬等による健康被害を防ぐため、区は対象者への専門職による訪問指導を平成31年度より実施していますが、指導により利用者の一部で改善は見られています。

<2>優先的に取組む課題

被保険者の健康に関する現状を踏まえ、第2期計画に引き続き世田谷区国 民健康保険が優先的に取組む課題は、①「特定健康診査・特定保健指導の受診 率・利用率向上」、②「生活習慣病の重症化予防」、③「健康意識の向上」とし ます。

課題1「特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率向上」

現状

- ・特定健康診査の受診率が 34%で推移しており、自身の健康状態を把握していない被保険者が多くいると考えられます。特に 40 歳代・50 歳代の受診率向上が課題です。
- ・特定保健指導の利用者が少ないため、生活習慣病予防の観点から対象者へ 利用を促していく必要があります。

課題2「生活習慣病の重症化予防」

現状

- ・被保険者に生活習慣病等の疾病に対する正しい知識を普及していく必要 があります。
- ・重複・頻回受診、重複服薬、多剤投与を防ぐため、引き続き対象者への専 門職による訪問指導を継続する必要があります。

課題3「健康意識の向上」

現状

- ・生活習慣病患者の一人当たり医療費は平均の 1.15 倍となっており、特に 人工透析の医療費は一人当たり年間医療費は 500 万円ほどかかり、非常 に高額となっています。
- ・保健指導や治療などにつながっていない被保険者が多くいるとみられます。

<3>保険者として取組む課題

被保険者の健康に関して取組む課題に加えて、国民健康保険の健全な運営に資するため、保険者としての課題についても取組みを進めます。

1. 被保険者の医療費に対する理解促進

被保険者1人当たり医療費は、年々増加する傾向にあります。今後も高齢 化の進行や生活習慣病の増加、医療技術の高度化などにより、ますます医療 費は増大していくことが想定されています。

こうした状況の中で、国保制度を維持していくためには、被保険者に疾病 予防に努めてもらうなど、医療費に対する理解を高めていく必要がありま す。

2. ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品の使用を促進することによって、被保険者の薬剤費自己負担金の軽減を図ることができ、また医療の質を落とすことなく医療費の 適正化が可能となることから、保険者として、ジェネリック医薬品の利用率 向上に積極的に努めていきます。

第6章 目的と目標等の設定と実施する保健事業

<1>目的と目標の設定

世田谷区国民健康保険の保健事業の目的は、「被保険者自らが自分の健康状態を把握し、適切な行動をとることで、生活習慣病が予防できるようになる」ことです。区は保険者として取組む課題に対して、目標を以下に定めました。

・課題に対する目標

- 課題1. 特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率向上
- 目標1.被保険者が定期的かつ継続的に特定健康診査を受診し、健診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、特定保健指導を積極的に利用しています。
- 課題2. 生活習慣病の重症化予防
- 目標 2. 被保険者が受診した結果に応じて保健指導や治療等の適切な対応 が図られています。
- 課題3. 健康意識の向上
- 目標3.被保険者が健康づくりや生活習慣病予防に対する意識を持ち、積極的に取組んでいます。
- 課題4. 国保の健全な運営に向けて
- 目標4.被保険者が医療費の現状や医療保険制度の課題を理解しています。

<2>対策の方向性

世田谷区国民健康保険が取組む課題に対して、次のとおり対策の方向性を定めました。

課題と目標	対策の方向性	実施する保健事業
	・40 歳代、50 歳代の若年層に対する特定健康	
定保健指導の受診率・	診査の受診勧奨の強化を図ります。	
利用率向上	対象者に応じた個別性の高い情報を提供す	①特定健康診査事業
	ることで、特定健康診査の受診の必要性を	【継続】
(目標: 被保険者が定期的	訴えます。	
かつ継続的に特定健康診	・特定保健指導の電話勧奨は、一定の効果が見	
査を受診し、健診の結果、	込めるため、継続して実施します。	
特定保健指導の対象とな	・オンラインの特定保健指導の推進します。	
った場合は、特定保健指	・特定保健指導利用勧奨の中で、一律の勧奨方	②特定保健指導事業
導を積極的に利用してい	法ではなく、対象者の状態に応じたきめ細	【継続】
ます。)	かな勧奨を実施する。(SMS や簡単な PR 動	
	画などの活用に改めます)	
2. 生活習慣病の重症	・血糖検査値が受診勧奨判定値を超えるレベ	
化予防	ルで医療機関未受診者に対して医療機関受	
	診勧奨を行います。	③糖尿病性腎症の重症化
(目標: 被保険者が受診し	・糖尿病は重症化すると合併症を引き起こし	予防事業【継続】
た結果に応じて保健指導	生活の質を著しく低下させるため、重症化	
や治療等の適切な対応が	予防対策を講じます。	
図られています。)	・特定保健指導の対象には該当しないが、生活	
	習慣病のリスクのある方へ支援をします。	
	・血圧の検査値が受診勧奨判定値を超えるレ	
	ベルで医療機関未受診者に対して医療機関	④生活習慣病の重症化
	受診勧奨を行います。	予防事業(受診勧奨等)
	・喫煙のチラシ等による啓発を行います。	【拡充】
	・後期高齢者の特性を踏まえた保健事業を通	
	じ、重症化予防の取組みを国民健康保険か	
	ら後期高齢者医療制度へつなげます。	
3. 健康意識の向上	・重複・頻回受診、重複服薬者に対する適切	⑤重複・頻回受診、重複服薬
(目標: 被保険者が健康づ	な指導を講じ、対象者の減少を図ります。	者対策事業
くりや生活習慣病予防に		【継続】

対する意識を持ち、積極的に取組んでいます。)	・被保険者の自主的な健康づくりの取組みを支援します。	⑥健康ポイント事業 【継続】
4. 国保の健全な運営に向けて	・被保険者に医療費通知を送付することで医療費に対する認識を高めます。	⑦ジェネリック医薬品 利用促進差額等の
(目標:被保険者が医療費の現状や医療保険制度の 課題を理解しています。)	・先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費の削減を図ります。	通知事業【継続】

<3>実施する保健事業

本区は保険者として、対策の方向性に基づき次の各保健事業を実施します。

事業	①-1	①-1 特定健康診査事業【継続】						
事業概要	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくメタボ							
	リックシ	リックシンドロームの予防、早期発見のための健診で						
	す。メタ	す。メタボリックシンドロームは、ほとんどの生活習						
	慣病のリ	慣病のリスク要因となるため、本健診を行うことで、						
	広く生活	音習慣病う	予備群の過	選別も可能	能になり	ます。		
対象者	4月1日	現在被倪	保険者の:	うち401	歳から7	5歳未満	jの	
	人							
目標値	アウトコ	プット指	清標:特定	定健診の	受診率			
	アウト	カム指	標:①	【中長期】	 メタボ	該当者割	合	
	②【短期	月】生活習	習慣改善意	意欲があ	る人の割	合		
	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
アウトプット指標	35.0	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5	%	
アウトカム指標①	16.9	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	%	
アウトカム指標②	16.5	16.7	16.9	17.1	17.3	17.5	%	

事業	1 2	特定健康	表診査受記	参勧奨【 絹	継続】			
事業概要	特定健康	特定健康診査未受診者に対して、健診受診を促すチラ						
	シによる	シによる勧奨を行います。令和2(2020)年度からはシ						
	ョート>	ョートメッセージサービス(SMS)による勧奨を 40						
	代~60	代~60代の対象者へ実施している。さらに、令和3年						
	度からに	は健康ポイ	イント事業	業では参加	加条件と1	して特定的	建	
	康の受診	诊を入れ っ	て、健康無	無関心層~	へのイン	センティ	ブ	
	事業にも	取り組み	しでいます	ナ 。				
対象者	特定健康	表診査未9	受診者					
目標値	アウト	プット指	a標:実施	包				
	アウト	カム指	標 : 特定	定健診の引	受診率			
	R6	R6 R7 R8 R9 R10 R11						
アウトプット指標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	人	
アウトカム指標	35.0	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5	%	

事業	2-1	②-1 特定保健指導事業【継続】						
事業概要	特定健康	表診査受認	珍者のう う	ち、基準調	該当者に	行うメタ	ボ	
	リックミ	ノンドロー	ーム改善の	のための位	呆健指導	です。重	症	
	化する前	前の段階で	で対象者を	を生活習慣	貫病リス	クから脱	却	
	させるた	とめ、生活	舌習慣病	発症リスク	クレベル	が低い人		
	に、生活	こ、生活習慣改善指導や減量支援を実施します。						
見直し内容	オンライ	イン面談り	こよる特別	定保健指導	尊を実施	し、利用	者	
	の利便性	生を向上さ	させると。	ともにア	プリ等の	活用によ	り	
	継続的な	な生活習慣	貫の改善に	こ取り組ん	んでもらい	います。		
対象者	特定健認	沙受診者の	のうち、	基準該当	者			
目標値	アウト	プット指	a標:特別	定保健指導	尊の利用:	率		
	アウト	カム指	標:①	【中長期】	メタボ	該当者割	合	
	②【短期	明】特定例	保健指導は	こよる特別	定保健指	導対象者	の	
	減少率							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
アウトプット指標	6.0	6.2	6.4	6.6	6.8	7.0	%	
アウトカム指標①	15.7	15.5	15.3	15.1	14.9	14.7	%	
アウトカム指標②	16.6	16.8	17.0	17.2	17.4	17.6	%	

事業	②—2	特定保例	建指導利用	用勧奨【約	継続】				
事業概要	特定保險	特定保健指導の対象者に、事業の案内及び電話勧奨を							
	行い利用	行い利用率向上につなげます。							
見直し内容	電話勧奨	選に加え つ	て、文字に	青報による	る勧奨と	してSMS	3		
	を導入し	します。 i	また、特別	定保健指導	尊の紹介	動画等を	ホ		
	ームペー	ージに作品	成し、より	り分かり	やすく対象	象者に取	組		
	みの理角	翼を深め ^つ	てもらうこ	ことを検討	討します。				
対象者	特定健認	沙受診者の	のうち、	基準該当 キャッショ	者				
目標値	アウト	プット指	f標:保係	建指導利用	用者数				
	アウト	カム指	標:特別	定保健指導	尊利用率				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
アウトプット指標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	%		
アウトカム指標	6.0	6.2	6.4	6.6	6.8	7.0	人		

事業	③−1	糖尿病性	生腎症の重	重症化予防	方事業 【約	迷続】		
事業概要	糖尿病性	性腎症のり	リスク保有	す者のうち	っ未受診者	者および多	受診	
	中断者は	工受診勧約	愛を行い す	きす。また	2、既受認	多者にはE	主治	
	医の了解	医の了解が得られた者に保健指導を実施します。更に、						
	リスクタ	早有者の 7	74 歳の被	保険者に	は、後期	高齢者医	療	
	の重症化	乙予防の耳	対組みへと	こつなぎま	きす。			
対象者	特定健認	》受診者 <i>0</i>	つうち重症	定化リスク	アのある者	当		
目標値	アウト	プット指	清標:受診	诊 勧奨者の)医療機関	夏受診率		
	アウト	カム指	標 : 保健	建指導終了	7者の翌年	F度の検3		
	の改善者	計割合						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
アウトプット指標	20	25	30	30	30	30	%	
アウトカム指標	50	50	50	50	50	50	%	

事業	③−2	後期高齢	者の特性	を踏まえ	た保健事	業【継続】	ı	
事業概要	74歳の袖	波保険者で	で、生活習	習慣病重症	三化リスク	の対象者		
	が後期高	5齢者医療	制度に移	っても保	健指導を	利用できる	る	
	よう情報	よう情報を引き継ぐとともに、これまでの特定健診結果						
	の履歴や	の履歴やレセプトデータを活用して後期高齢者医療制度						
	における	保健事業	を展開す	ることで	、庁内で	の連携に、	よ	
	り医療と	:介護予防	iの事業を	一体的に	実施しま	す。なお、		
	本事業に	は、令和5	年度より	広域連合	から委託	を受けて	実	
	施してい	ます。						
対象者	74歳の[国民健康的	呆険被保険	食者 (後期	高齢者医	療制度に		
	移行する	(者)						
目標値	アウト	プット指	標:74 歳	酸の被保険	含者データ	'の引継ぎ	•	
	アウト	カム指札	票:設定	なし				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
アウトプット指標	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
アウトカム指標	-	-	-	-	-	-		

事業	④ 生活	后習慣病の	重症化予	·防事業(受診勧奨	等)【拡充	忙】		
事業概要	血圧の検	食査値が受	と 診勧奨判	定値を超	える者で	かつ医療	機		
	関未受診		受診勧奨	を行いま	す。また	、喫煙に	つ		
	いてチラ	シ等によ	る啓発に	取組みま	す。この	ほか、引	き		
	続き特定	2保健指導	算には該当	しない生	活習慣病	リスクの	あ		
	る方の発	方の発症予防を図るため、特定健康診査の結果、特定							
	保健指導	掌に該当し	ない(非	肥満者)で	で血糖値が	いやや高め	5		
	(保健指	6導判定値	重を超える	レベル)の)方を対象	とに保健さ	2ン		
	ターが実	ミ施する	「まちかど	゚゙ゼミ」へ	の参加案	内を送付	·L		
	ます。								
対象者	特定健診	沙受診者の	うち血圧	の検査値	が受診勧	奨値を超	え		
	る者、非	押満者で	で血糖値が	保健指導	判定値を	超える者			
目標値	アウト	プット指	標:年間	の配布・	掲示回数	•			
	アウト	カム指	標 : ①高	血圧症の	有病率				
	②喫煙率	₹							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
アウトプット指標	1	1	1	1	1	1	口		
アウトカム指標①	19.5	19.4	19.3	19.2	19.1	19.0	%		
アウトカム指標②	11.9	11.7	11.5	11.4	11.2	11.0	%		

事業	⑤ 重複	・頻回受	診、重複	服薬者対	策事業【清	継続】	
事業概要	多受診者へ適切な医療機関へのかかり方や正しい服薬の				カ		
	仕方等を案内または指導することで、対象者の健康を守				守		
	るとともに、医療費の適正化を図ります。						
対象者	重複受診・頻回受診・重複服薬の傾向がある方						
目標値	アウトプット指標:事業への参加者の適正受診に向け						
	た行動変容(利用者数よりも通知の効果も想定されるた						
	め、継続実施を目標とします。)						
	アウトカム指標:設定なし						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
アウトプット指標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
アウトカム指標	-	-	-	-	-	-	

事業	⑥健康ホ	パイント事	事業 【継続	艺】			
事業概要	健康無関心層に対して健康づくりに取り組んでもらい、				`,		
	健康の保持増進を図ります。当事業は、参加者が区の				0		
	「せたがや Pay」アプリを活用して歩数を記録して、特				特		
	定健診を受診するなどの健康づくりに取組み、その内容						
	を報告することで抽選で「せたがや Pay」のポイントが						
	付与されるインセンティブ事業となっています。						
対象者	40 歳以上の被保険者						
目標値	アウトプット指標:参加者数※(※実績報告者のみ)				'ナ)		
	アウトカム指標:参加者の行動変容率(実施報告の						
	アンケート結果等に基づく評価 80%以上)						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
アウトプット指標	60	70	80	90	100	110	人
アウトカム指標	80	80	80	80	80	80	%

事業	⑦ジェネリック医薬品差額等の通知事業【継続】						
事業概要	後発医薬品に対する意識の向上と利用の促進を図るた						
	め、後発医薬品に変更すると 100 円以上医療費が減額で				jで		
	きる場合、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の						
	差額について通知します。被保険者に健康と医療に関す						
	るコスト意識を高めてもらうために、1年分の医療機関						
	の受診歴や医療費の総額等を通知します。(15歳未満の						
	被保険者は保護者あて)						
対象者	被保険者						
目標値	アウトプット指標:通知回数						
	アウトカム指標:設定なし						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
アウトプット指標	2	2	2	2	2	2	口
アウトカム指標	-	-	-	-	-	-	

第7章 個人情報の保護

本計画の各種保健事業で得られる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行います。また、保健事業を事業者委託する場合には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書等に定めるとともに、委託事業者の情報管理状況の確認を行います。

第8章 計画の公表・周知

本計画に沿って、保健事業を効果的に実施していくためには、被保険者の理解 と協力が不可欠です。被保険者の十分な協力を得るために保健事業に関する情 報提供や啓発を進め、各事業への理解を深めていく必要があります。

<1>計画の公表

本計画を定めた場合または改定した場合は、区ホームページ等に掲載し公表します。また、計画書を区立図書館や区政情報コーナーで閲覧できるようにします。

<2>普及啓発の方法

区ホームページや区広報紙「区のお知らせ」を活用し周知する他、国民健康保険が発行する「国保のしおり」「国保だより」等に掲載して普及啓発を行います。

第9章 計画の評価・見直し

本計画に定める数値目標の達成状況と事業実施状況については、各年度で進 捗を管理し、必要に応じて、適宜計画内容の見直しを図ります。また、実施体制 や実施方法に関する評価及び見直しについても、必要に応じて随時行います。

最終年度となる令和 11 年度(2029)の目標達成度を「第 4 期特定健康診査等実施計画」とともに評価し、新たな課題や取り巻く状況を踏まえて、見直しを行い、次期計画につなげていきます。

第10章 地域包括ケアに係る取組み及びその他の留意事項

<1>地域包括ケアに係る取組み

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内28地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた「世田谷版地域包括ケアシステム」を推進してきました。これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化します。

<2>その他

- ・事業担当者は、常に最新の情報を収集するとともに講演・研修等への参加により保健事業の質の向上を図っていきます。
- ・保険者として、区は個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的 指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、 多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。

第2部 第4期特定健康診査等実施計画

第2部

第4期 特定健康診査等実施計画

第1章 計画策定にあたって

<1>計画の背景と趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化等、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり維持可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国において医療制度改革が行われています。あわせて、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとしました。また、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度(2008 年度)より、保険者は 40歳から 74歳の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導を計画的に実施し、特定保健指導対象者の減少を目指すこととしました。

世田谷区国民健康保険においても、特定健康診査等実施計画を策定し、第1期は平成20年度(2008年度)~平成24年度(2012年度)、第2期は平成25年度(2013年度)~平成29年度(2017年度)、第3期は平成30年度(2018年度)~令和5年度(2023年度)と取り組んできました。第3期特定健康診査等実施計画が令和5年度末に計画期間を終了することから、これまでの計画の目標達成状況等を踏まえ、第4期特定健康診査等実施計画を策定しました。

<2>計画の位置づけ

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条及び特定健康診査等基本指針に基づき、世田谷区国民健康保険が策定する計画であり、世田谷区国民健康保険の特定健康診査と特定保健指導の実施方法並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものです。

また、本計画は「世田谷区国民健康保険第3期データへルス計画」と一体的に 策定するとともに「健康せたがやプラン」や「世田谷区高齢者保健福祉計画・介 護保険事業計画」等の関係する計画との整合を図ります。

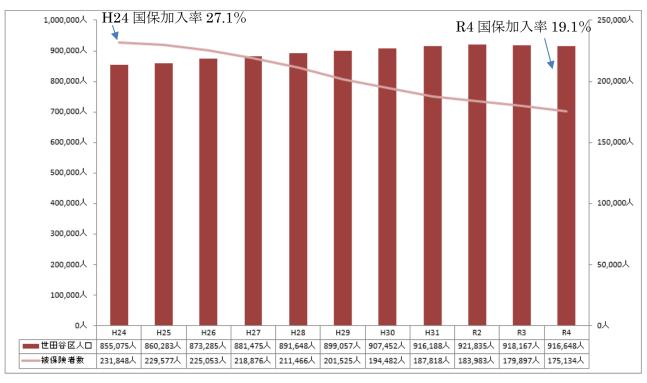
<3>計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度(2024) \sim 11 年度(2029)の 6 年間とします。 ただし、計画期間中に必要があれば見直しを行います。

第2章 国民健康保険の現状

<1>人口及び被保険者数

世田谷区の人口は、令和 4 年度(2022 年)では 916,648 人、国民健康保険加入者数は 175,134 人、加入率は 19.1%となっています。近年は、被保険者数・加入率ともに減少傾向にあります。



図表 34 人口及び国保被保険者数の推移

出典 せたがやの国保

<2>被保険者の構成

被保険者の年齢構成について、令和 3 年度でみると特定健診の対象者となる 40 歳~74 歳の層が被保険者に占める割合は 68%となっています。

年齢構成の特徴として、本区では65歳~74歳だけで全体の3割近くを占め、 国にいたっては全体の4割にのぼります。この偏りが生じている原因は、勤め 先の定年退職等によって他の健康保険から国民健康保険へ加入される方(被扶 養者含む)が多いことにあります。

図表 35 世田谷区国保被保険者の構成(令和3年度)

被保険者構成	世田谷区	東京都	国
被保険者数	179,279	2,773,489	25,855,400
~39 歳(%)	31.9	30.4	23.6
40~64 歳	38.5	35.7	31.7
65~74 歳	29.7	33.9	44.7

出典: KDB

被保険者の推移について 5 歳階級別の人口ピラミッドで比較すると、どの年齢層も減少していることがわかります。また、男女とも 70 歳~74 歳が最も多くの被保険者がいます。

男性 女性 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 70-74歳 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 2021年度 65-69歳 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 60-64歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 55-59歳 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 50-54歳 2021年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 45-49歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 40-44歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 35-39歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2019年度 2020年度 2021年度 30-34歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 25-29歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 20-24歳 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 15-19歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 10-14歳 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 5-9歳 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 2019年度 2020年度 2021年度 0-4歳 20,000 10,000 10,000 20,000 [人] [人]

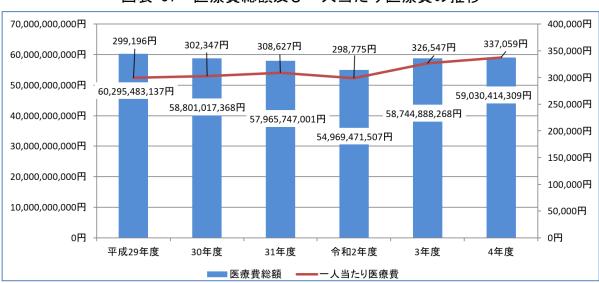
図表 36 被保険者の人口ピラミッド及び推移

出典:区保有データ

<3>医療費の状況

1. 医療費総額の推移

平成 29 年度(2017 年度)の医療費総額は約 602 億円で、一人当たりの医療費は 299,196 円でしたが、令和 4 年度(2022 年度)には約 590 億円とこの間に約 12 億円減少する一方、一人当たり医療費は 337,059 円となっており 37,863 円増加しました。



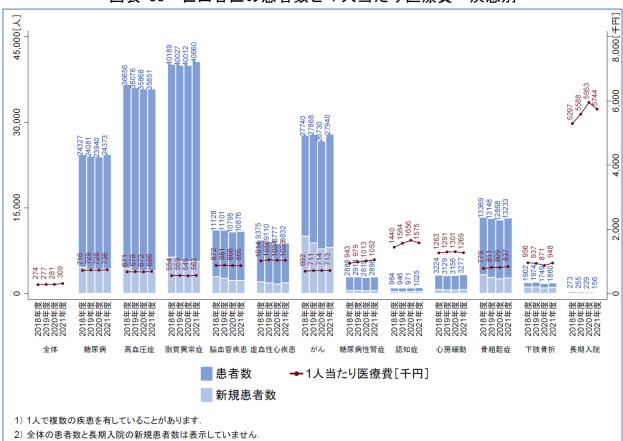
図表 37 医療費総額及び一人当たり医療費の推移

出典 せたがやの国保

2. 疾病別医療費

(1)疾病分類別医療費分析

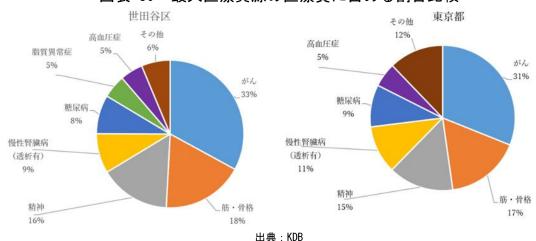
主な疾病別患者数は「脂質異常症」「高血圧症」「糖尿病」「がん」などとなっています。全体的に患者数が減少傾向にありますが、これは被保険者数の減少が背景にあります。また、疾病別の一人当たり医療費でみると、「長期入院」「認知症」「心房細動」「虚血性心疾患」「糖尿病性腎症」があげられます。このうち、「糖尿病性腎症」はやや上昇傾向にあります。



図表 38 世田谷区の患者数と1人当たり医療費 疾患別

出典:レセプトデータ

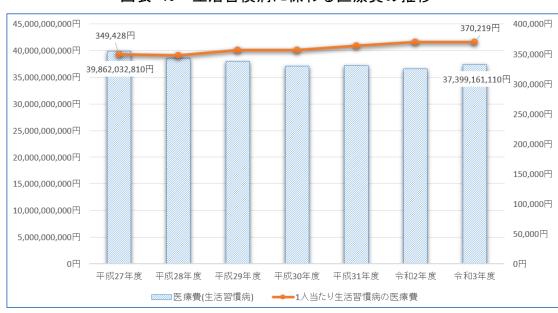
被保険者のレセプトデータ(令和3年度)から最も医療資源(診療行為、医薬品、特定器材)を要した主傷病を「最大医療資源」と呼び、その医療費全体に占める割合をみると、本区は「がん 33%」「筋・骨格 18%」「精神16%」「慢性腎臓病(透析有)9%」などとなっており、概ね東京都と同じ傾向にあります。



図表 39 最大医療資源の医療費に占める割合比較

(2) 生活習慣病に係わる医療費

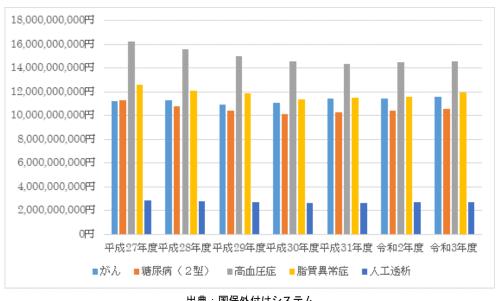
生活習慣病にかかる医療費は、平成27年度(約398億円)から令和3年度(約373億円)にかけて減少傾向にありますが、一人当たりの生活習慣病にかかる医療費でみると約35万円から約37万円へと増えています。



図表 40 生活習慣病に係わる医療費の推移

出典:国保連外付けシステム

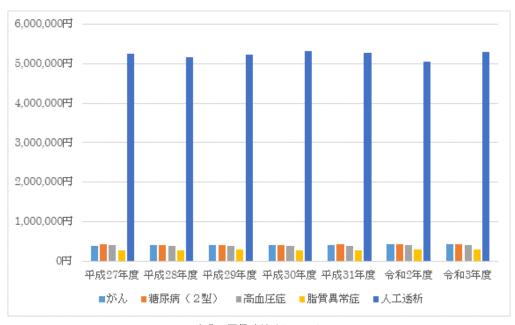
医療費の高い疾病の各年間医療費についてみると、高血圧症では減少がみら れるものの、その他は横ばいとなっています。



図表 41 疾病別年間医療費

出典: 国保外付けシステム

疾病別の一人当たり医療費でみると、「人工透析」が最も高くなっています。 「人工透析」は、糖尿病性腎症などの重症化により必要となる治療で、被保険者 に日常生活の制限がかかるほか、一人当たり年間医療費は 500 万円ほど必要と なります。



図表 42 疾病別一人当たり年間医療費

出典:国保外付けシステム

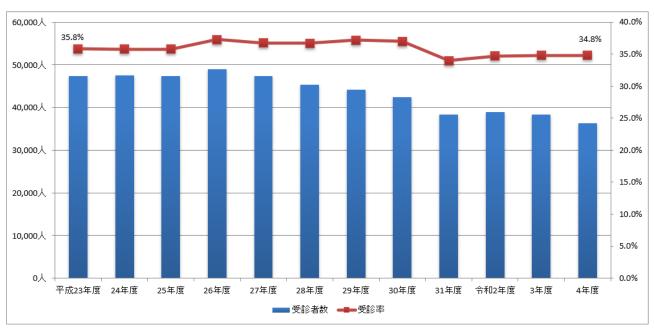
第3章 特定健康診査等の実施状況 (第3期における実績と評価、課題)

<1>特定健康診査の実績と評価、課題

1. 実績

(1) 受診率

特定健康診査の受診者数は令和3年度では3万6千人で、新型コロナウイルス感染症による受診控えで、第2期計画期間(平成30年度~令和5年度)では、低迷する傾向にあり近年の受診率は34%台で横ばいとなっています。



図表 43 特定健康診査受診者数と受診率の推移

出典:法定報告

健診対象者のうち、受診者と未受診者を年齢別で 2017 年度 ~ 2021 年度の推移をみると、男女とも $70\sim 74$ 歳の受診者が微増したのに対し、 $65\sim 69$ 歳の受診者数は減少傾向にあります。

健診対象者数 男性 女性 70-74歳 65-69歳 60-64歳 受診 55-59歳 未受診 50-54歳 45-49歳 40-44歳 12,000 12,000 6,000 6,000 [人] [人]

図表 44 健診受診者と未受診者の年齢階級別推移

出典:区保有データ

(2) 受診勧奨の取組み

第3期計画期間における受診勧奨の取組みは以下のとおりです。

健診案内の送付	・5月と6月の2回に分けて対象者全員に健診案内を送付 ・年度途中の国保加入者に健診案内を送付(8・11・1月、約7,000)							
区のおしらせ	・受診券の発送	・受診券の発送時期等について記事を掲載						
ホームページ	・受診券の発送	・受診券の発送時期、受診方法等について記事を掲載						
国保のしおり	・国保のしおり	(被保険者全員に年1回送付)に記事を掲載						
医療費通知	・医療費通知(年2回発送)に同封するチラシに記事を掲載							
国保だより	・国保だより(被保険者全員に年1回送付)に記事を掲載							
	平成 30 年度 (2018)	・未受診者へハガキを送付(約 71,000)						
	平成 31 年度 (2019)	・未受診者へハガキを送付(約 72,000)						
受診勧奨通知	令和 2 年度 (2020)	・未受診者へハガキを送付(約 72,000)						
	令和 3 年度 (2021)	・未受診者ヘチラシ・SMS を送付(約 12,000、約 1,000)						
	令和 4 年度 (2022)	・未受診者ヘチラシ・SMS を送付(約 5,000、約 6,000)						
対象者意識調査	令和 5 年度(202	23 年度)に特定健康診査対象者(約 1,200 人)に意識調査を実施						

2. 評価

第3期特定健康診査等実施計画では特定健康診査の受診率の目標値を国が定めた区市町村国保の目標値(60%)もふまえ平成30年度は39%とし、翌年度以降は毎年1%ずつ向上させて、最終年度となる令和5年度(2023年度)は44%と定めました。この目標を達成するために、様々な受診勧奨の取組みを行ってきました。とりわけ、令和3年度からは、ナッジ理論6を活用したSMS(ショートメッセージサービス)を導入しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響

⁶ 人々が行動を選択するときのくせ(惰性・バイアスなど)を理解して、強制することなく、人々が望ましい行動を選択するように導くアプローチ。出典:厚労省資料 SMS はタイムリーに送信することで行動のきっかけになることが期待される。

により、医療機関への受診控えが生じ、第 3 期計画の最終的な目標値を達成できていないのが現状です。

この間、受診者の年齢・男女別の構成を分析すると、男女とも 40 歳代の受診率が最も低く、年齢が上がるに連れて少しずつ受診率が上昇し、65 歳以上の方の受診率が最も高くなっています。また、どの年代においても男性よりも女性の方が受診率は高くなっています。

今後は男女共にさらに受診率を上げるために、個々の性別や年齢層に合った きめ細かな情報提供と受診勧奨等が必要になります。

3. 課題

これまでの実施状況から、主に次のことが課題として挙げられます。

(1) 特定健康診査の受診率

生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するためには、特定健康診査を受診することが有効ですが、受診率は 34%台で推移しており、今後受診率を向上させていく必要があります。

(2) 特定健康診査に対する理解

平成 20 年度(2008 年度)に特定健康診査が開始されてから 15 年が経過し、特定健康診査の認知度は高くなってきましたが、引き続き、生活習慣病に対する正しい知識を持って特定健康診査の重要性をしっかりと認識してもらえるような取組みを進めていく必要があります。

<2>特定保健指導の実績と評価、課題

1. 実績

(1) 利用率

第 2 期計画期間(平成 3 0 年度~令和 5 年度)における特定保健指導の利用率については、6 %~1 0 %と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷しています。

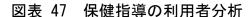
6,000人 16.0% 14.0% 5,000人 12.0% 4,000人 10.4% 10.0% 8.8% 3,000人 8.0% 7.2% 6.3% 6.0% 2,000人 4.3% 4.0% 1,000人 2.0% 싮 0.0% H23 H27 H28 H30 H31 H24 H25 H26 H29 ■■特定保健指導利用者数 ■■特定保健指導未利用者数 ---特定保健指導実施率

図表 45 特定保健指導利用者数と利用率、利用者、未利用者の推移

出典:法定報告

年度 対象者数 対象者割合 利用者数 利用率 151 人 平成 23 年度(2011 年度) 5,021 人 10.5% 3.0% 平成 24 年度(2012 年度) 5,009 人 138人 10.5% 2.8% 平成 25 年度(2013 年度) 4,949 人 10.4%341 人 6.9%平成 26 年度(2014 年度) 5,074 人 10.3% 719人 14.2%平成 27 年度(2015 年度) 4,785 人 10.0% 574 人 12.0% 平成 28 年度(2016 年度) 501人 4,523 人 9.9% 11.1% 平成 29 年度(2017 年度) 4,688 人 10.6% 411 人 8.8% 平成 30 年度(2018 年度) 4,424 人 461 人 10.4% 10.4% 平成 31 年度(2019 年度) 3,717 人 9.7% 267 人 7.2% 令和 2 年度(2020 年度) 173人 4,061 人 10.4% 4.3%

図表 46 特定保健指導の実績 (法定報告)



10.1%

9.5%

245 人

187 人

6.3%

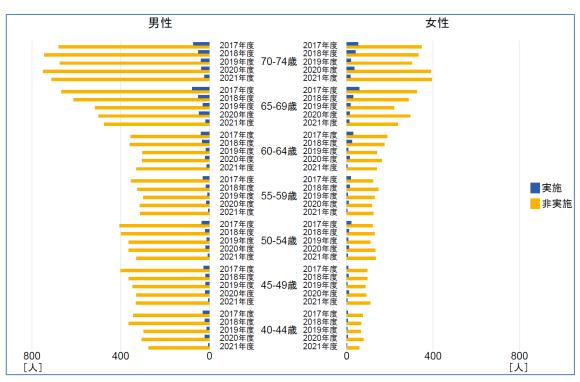
5.4%

3,883 人

3,463 人

令和 3 年度(2021 年度)

令和 4 年度(2022 年度)



出典:区保有データ

(2) 利用勧奨の取組み

特定保健指導の利用率の向上を図るため、平成 25 年 10 月(2013 年)から国保・年金課コールセンターを設け、特定保健指導の電話による利用勧奨を開始しました。第 2 期計画期間においても同利用勧奨を継続し、導入以前の利用率を上回ってはいるものの人数は伸び悩んでおり、利用者の予約代行数を改善する必要があります。

年度	架電数	予約受付数
平成 31 年度(2019 年度)	7,416 件	193 件
令和 2 年度(2020 年度)	3,802 件	21 件
令和 3 年度(2021 年度)	7,768 件	95 件
令和 4 年度(2022 年度)	5,796 件	26 件

2. 評価

第3期特定健康診査等実施計画において国が定めた目標値に合わせ特定保健 指導の利用率の目標を令和5年度(2023年度)は19%とし、平成25年度(2013年度)から電話による利用勧奨を開始しました。電話では特定保健指導の実施内容をご案内するとともに利用予約をできる仕組みとしました。

しかし、計画で定めた目標値を大きく下回っており令和 3 年度(2021 年度)での全国市区町村(特定健診対象者数が 10 万人以上の大規模保険者)の平均 13.9% よりも下回っています。

特定保健指導の効果については、利用者の翌年度の特定健康診査において腹 囲や血圧などのデータは改善しており健康レベルは向上しています。

今後は、対象者の多くの方が早い段階で特定保健指導を利用することで生活 習慣病予防につながるよう更なる利用勧奨策の工夫と効果的な保健指導の実施 が必要です。

3. 課題

これまでの実施状況から、主に次のことが課題として挙げられます。

(1) 特定保健指導の利用率

特定保健指導を利用した人は、これまでの生活習慣を見直すことで、腹囲や血圧などの検査データの改善が見られています。しかし、特定健康診査を受けて、特定保健指導の対象となっても、特定保健指導を利用する人が少なく、多くの人が生活習慣病予防につながっていません。このため、特定保健指導の利用率を向上させる必要があります。

(2) 利用までに至らない特定保健指導体制

特定保健指導の利用率を男女別、年代別にみると女性より男性の方が、60歳代以降の方に比べて40歳、50歳代の世代が低い傾向にあり、利用勧奨の結果、予約に至らなかった方の理由を集計したところ「忙しい、面倒、時間がとれない」や「自分で取組みをしている」が上位に挙がっており、保健指導の利用効果が伝わりにくいことや保健指導を利用しにくい体制が原因と考えられます。忙しい方でもオンラインの面談などのICTの活用でより対象者が利用しやすい保健指導プログラムの実施が必要となっています。

第4章 目標の設定、達成するための対策方針

<1>目標の設定、対象者数の推計

国が第 4 期の特定健康診査等基本方針で示した市町村国民健康保険全体の目標受診率・利用率は、令和 11 年度(2029 年度)時点で、特定健康診査・特定保健指導共に 60%以上としています。

しかし、第 $1\sim3$ 期の計画期間における世田谷区の実績や今後の取組みによる効果を見込んだうえで、計画最終年度までに国の目標に近づけるよう改善に取り組み、令和5年度よりも特定健診受診率・特定保健指導利用率が $4\%\sim6\%$ ほど向上することを目標に定めました。

1. 各年度の目標受診率・利用率

	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)
特定健康診査	35.0%	35.5%	36.0%	36.5%	37.0%	37.5%
受診率						(60.0%)
特定保健指導	6.0%	6.2%	6.4%	6.6%	6.8%	7.0%
利用率						(60.0%)

※()は国が定めた市町村国保における目標受診率・利用率

※令和3年度(2021年)の大規模保険者(市町村国保)における特定健康診査受診率は28.2% (法定報告)

令和3年度(2021年)の大規模保険者(市町村国保)における特定保健指導の平均利用率は13.9%(法定報告)

ここでの「大規模保険者」とは、特定健診対象者数が 10 万人以上の市町村国保の保険者 を指し、令和 3 年現在では全国に 18 自治体が該当しており、世田谷区も含まれる。

出典:厚労省「2021 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」

2. 各年度の対象者数の推計及び推計受診者数

特定健康診查 推計受診者数7

【特定健診】	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
目標受診率	35.0%	35.5%	36.0%	36.5%	37.0%	37.5%
健診対象者見込	93,118 人	87,589 人	82,060 人	76,531 人	71,003 人	65,474 人
目標受診者数	32,591 人	31,094 人	29,542 人	27,934 人	26,271 人	24,553 人

特定保健指導 推計対象者数8

【特定保健指導】	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
目標利用率	6.0%	6.2%	6.4%	6.6%	6.8%	7.0%
特定保健指導対象者見込	2,953 人	2,701 人	2,448 人	2,196 人	1,943 人	1,691 人

⁷ 健診対象者見込の推計は、平成29年度からの推移をもとに試算している。

⁸ 特定保健指導対象者見込の推計は、平成29年度からの推移をもとに試算している。

<2>目標を達成するための対策方針

各項目について、第4期計画期間の課題を踏まえて、関係機関と協議を図りながら目標の達成に向けて取組みを進めていきます。

1. 特定健康診查

(1) 40 歳代・50 歳代の未受診者対策

特定健康診査受診者の実績から 40 歳代と 50 歳代の若年層の受診率が低く、 とりわけ全年齢を通じて男性の受診率は低い傾向があります。また、年齢が高く なるに連れて受診率が高くなっています。今後、受診率を向上させていくには、 40 歳代・50 歳代の若年層の方に対し受診の必要性を伝える必要があります。

具体的には、はじめて特定健康診査の受診対象となる 40 歳の方に対し、健診内容や継続受診の必要性を伝える受診勧奨を実施します。また、41 歳から 59 歳までの未受診の方への受診勧奨の強化を図ることで、受診率の向上と受診の定着化を目指します。

(2) 健診受診を促す健康ポイント事業の推進

令和 4 年度より実施している健康ポイント事業では、特定健診の受診及びウォーキングなどの健康づくりに取り組んだ被保険者へのインセンティブを付与する事業で、40~50 歳代の健康無関心層に対して、健診の受診を促すきっかけにできるため、引き続き事業に取り組んでいきます。

(3) 効果的な受診勧奨の実施

①ICT を活用した受診勧奨

第3期特定健康診査等実施計画期間から、SMS(ショートメッセージサービス)を活用した受診勧奨通知を行ってきました。ICTを活用することで、迅速に対象者へ複数回の通知を発信できることや、メッセージが見られたことを確認できる強みを活かすことで、一定の成果が認められたことから、今後も他のアプリも検討するなど質を高めながら、取組みを継続して受診の必要性および毎年、定期的に特定健診を受けることの重要性を伝えていきます。

②早期受診の推奨

事業開始以来、3月に健診を受診する方が最も多く、受診者全体の約2割の方が3月に集中して受診している状況です。この時期はインフルエンザ等の影響により医療機関が大変混み合う時期でもあります。医療機関によっては、健診の予約が受けられないことや健診の待ち時間が長くなるなどの支障も出ています。また、受診者と患者が医療機関へ集中することにより感染のリスクが

高まります。このため、比較的医療機関が空いている時期に受診をしてもらえるように、対象者に案内などを送付して早期受診を促し、受診ピークの緩和を図ります。

(4) 健診PRの工夫

ICT を活用した動画やデジタルサイネージ等の活用によるPRに取組みます。現在の区ホームページは、特定健康診査の制度案内や受診方法の説明などが柱となっており、生活習慣病に対する情報提供や継続受診の必要性などがうまく伝えられていない課題があります。今後は、受診勧奨についてホームページを改善し、よりわかりやすくするとともに、特定健康診査・特定保健指導に関する情報を様々な機会を通じて発信していくことに努めます。

(5) 関係機関との連携

①がん検診と同時受診の実施

関係所管と連携を図り、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるような環境を引き続き整備して、被保険者が受診しやすい環境づくりを進めます。

②医療機関からの検査データの取得

国は、平成30年度(2018年度)からの特定健康診査受診率の向上策の一つとして、医療機関が診療で得た患者の検査データを、患者本人の了承のもとで、保険者が提供を受け、特定健康診査のデータとして活用できる仕組みを定めました。

医療機関から検査データを取得することで、受診率の向上が期待できることから、引き続き医師会等の関係機関と協議を重ねながら、データ取得の方法などのルールを定め、運用を始められるよう検討を進めていきます。

(6) 他の健診結果の受領

国民健康保険加入者が区の実施する特定健康診査を受診せずに、これに相当する人間ドックや法令で定められた事業主健診等を受け、その受診結果を区へ提出してくれた場合は、特定健康診査を受診したとみなし、特定健康診査の受診者数に含めることができます。

このため、他の健診を受診した方の健診結果を収集する取組みを進めていく 必要があります。

(7) 健診結果を分かりやすく伝える工夫

特定健康診査の結果を受診者本人に分かりやすく伝えることは、受診者が自身の健康課題を認識して生活習慣に取組むことにつなげる貴重な機会である

ことから、分かりやすく付加価値の高い情報提供を行っていく必要があります。 現在、特定健康診査の結果説明時に医療機関を通して、受診者に区が作成した 情報提供書「特定健康診査結果の活かし方」を配付しています。今後更なる工 夫を図り、より分かりやすい内容へと改善していきます。

2. 特定保健指導

(1) 効果的な利用勧奨の実施

電話による利用勧奨は一定の効果が得られていることから、今後も継続して 実施していきます。ただし、特定保健指導の利用率が近年低下傾向にあることか ら、利用勧奨の効果を高めるためには更なる工夫が必要です。

これまでのコールセンターによる利用勧奨に加えて、対象者への SMS (ショートメッセージサービス) 等による ICT を活用した勧奨も行うことで、電話のつながらなかった人たちへの勧奨に取り組むことを検討します。

(2) 利用のしやすさを目指した保健指導の実施

国は、ICT を活用したオンラインでの保健指導のニーズが高まっている9ことから導入を促進しており、事業者も様々な特定保健指導専用のアプリケーションを開発・導入しています。この現状を踏まえて、これまで対面での面談が難しかった対象者にも特定保健指導を気軽に利用できるようにするため、保健指導の実施機関にオンライン面談ができる事業者を加え(令和5年度~)、対象者へのチラシなどを通じて広く周知していきます。

⁹ 引用:令和6年度版『標準的な健診・保健指導プログラム』P.194

第5章 特定健康診査、特定保健指導の実施

<1>特定健康診査の実施方法

1. 概要

(1) 対象者

40歳から74歳までの世田谷区国民健康保険被保険者

(2) 実施方法

特定健康診査は委託により実施し、委託先は、世田谷区医師会、玉川 医師会及び近隣地区医師会とします。

なお、委託先の機関は、国が定める特定健康診査の外部委託に関する 基準(平成 25 年(20 年)厚生労働省告示第 92 号)を満たすものとしま す。

(3) 実施時期

5月から翌年の3月末まで

(4) 実施場所

区が委託する医療機関において個別健診として実施します。

(5) 受診の流れ

特定健康診査受診対象者に、5月から6月に受診券等を送付します。 対象者は、受診券・受診票・健康保険証を委託医療機関に提示し、受診 します。受診後、対象者は受診した医療機関から結果説明を受けます。

(6) 自己負担金の徴収

自己負担金は500円とし、受診時に医療機関において徴収します。 ただし、前年度住民税非課税世帯の方は無料とします。

2. 検査項目

国が定めた検査項目に加え、病気の早期発見に必要な検査項目を追加して実施します。

○基本的な健診項目

項目	内容
診察	既往歴、自覚症状、他覚症状、診察のための質問項目
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロ
	ール
肝機能検査	AST(GOT), ALT(GPT), $\gamma - GT(\gamma - GTP)$
血糖検査	空腹時血糖、ヘモグロビン A1c
尿検査	尿糖、尿蛋白

○詳細な健診項目

項目	内容					
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値					
血清クレアチニン検査、	血清クレアチニン検査、eGFR					
心電図検査						
眼底検査						

○追加の健診項目(区独自)

項目	内容
血液検査	総コレステロール、ALP、LDH コレステロール
	尿酸、尿素窒素、総蛋白、アルブミン
	白血球数、血小板数
尿検査	尿潜血
結核検査	胸部X線

3. 受診券

特定健康診査の受診券は、以下の見本を参照してください。

**** *********************************	下記00定律	を	年度世間に医療機関を関係を表現してくれています。	関にお持す	5<#c		会和 年度 【本人控】 氏 名 住 所 が人様診整理書号 特別理節品の負担金 (本)				(<u>=</u>	裏)		保険者番号・名称 支払代5機関番号 支払代5機関名	(見本 00138123 世田 91399022 東京都鳳民健康保険団体	俗区	
C	過去]り取り	会和	年度	令和	年度	令和	年度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保健#	道判定値と	健診検査項目は、病気の発症を予防する		健指導判定値	要と判断された値です	+.
1	自項目		単位	結果値	判定	結果値	判定	結果値	判定	◆受診券(この用紙です)◆受診票							0
۱ř	T	身長	cm	-	-		-		-	◆健康保険証	また、	検査結果が き	受診勧奨判定値の場合は、	医療機関	への受診をお勧め	します。	
Ш	泉	体重	kg		-		-		-	(世田谷区国民健康保険の被保険者証) ◆自己負担金(下記をご確認ください)				-			1
Ш		BMI	kg/m²		-		-		-	特定健診のみ 500円			検査項目	保任	建指導判定值	受診勧奨判定値	
		勝用	cm		-		-		-	※他の検診と同時受診の場合、以下の追加 費用がかかります。			収縮期(mmHg)		130~139	140以上	1
	農	収縮期血圧 拡張期血圧	mmHg mmHg							肺がん検診(X線のみ) +100円		血圧					-
_	Г	空震時中性脂肪	mg/dl							肺がん検診 (X線+喀痰) +600円 大腸がん検診 +200円			拡張期(mmHg)		85~89	90以上	
直に大統領	脂質	院時中性脂肪 HDLコレステロール	mg/dl mg/dl	-						※「要診券」「本人控」の自己負担金欄に「無			空腹時中性脂肪(mg/dl)		150~299	300以上	
Val'88		LDLコレステロール	mg/dl							料」の表記がある方は、上記自己負担金 は無料になります。							1
1 in	FF	AST(GOT)	U/I							特定健診と別で、がん検診を受診する際 は、【本人控】の提示が必要です。		脂質	随時中性脂肪(mg/dl)		175~299	300以上	
	肝機能	ALT(GPT) y-GT(y-GTP)	U/I	-						○世田谷区国民健康保険以外の健康保険等に		MI-5	HDLコレステロール(mg/dl)		40未満	_	
		空間時血糖	mg/dl	_						加入した場合、この受診券は使えません。 加入した健康保険等にご確認ください。							1
П	糠	随時血糖	mg/dl		-		-		-	加入した健康体験等にご確認ください。 ○75歳の誕生日以降に受診する場合は、長寿			LDLコレステロール(mg/dl)		120~139	140以上	
	\vdash	ヘモグロビンA1c 尿機	%	-	_		_		_	健診の受診券が必要となりますので、国保・			空腹時血糖(mg/dl)		100~125	126以上	
П	尿	尿蛋白		+	-		-		-	年金課特定健診係までご連絡ください。 【お問い合わせ先】		血糖	ヘモグロビンA1c				1
1	ф	ヘマトクリット	%		-		-		-	「◆特定體診に関すること◆			(%)		5.6~6.4	6.5以上	
の発展の	血液検査	血色素量	g/dl							世田谷区 国保・年金課 特定健診係			AST(GOT)		31~50	51W F	
1117		sym appe	万/mm ^a	+	-		-	_	-	概括 03-5432-2936 FAX 03-5432-3005			(U/I)				-
9.9	眼	Scheie(シェイエ)分類 H(高血圧性変化)			-		-		-	「◆がん検診に関すること◆		肝機能	ALT(GPT) (U/I)		31~50	51以上	
- OLOKINO OTHER	眼底検査	Scheie(シェイエ)分類 S(動脈硬化性変化)			-		-		-	世田谷区がん検診受付センター 電話 03-6265-7573			γ-GT(γ-GTP) (U/I)		51~100	101以上	
4	東	#診結果には全ての検査項 に受診された方等は、前5 結果が保健指導判定値を超	年度の受診結果	が反映され	ていなし			でご了家く	ださい。	FAX 03-6265-7559		貧血	血色素量(Hb) (g/dl)		1~13.0(男性) 1~12.0(女性)	12.0以下(男性) 11.0以下(女性)	
ľ		また体験指導判定値について					**						の目的については、「特定健診の に値は厚生労働省「標準的な健診・			,ています。	

4. 周知、案内方法

- ① 国民健康保険加入時にお渡しする「国保のしおり」、国民健康保険加入者に送付している「国保だより」に掲載するとともに、区広報紙「区のお知らせ」 や区ホームページ等の活用により周知します。
- ② チラシやポスターを作成し、区民へ広く周知します。

5. 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査に関するデータは、原則 5 年間保存とし、管理・保管等の業務は、東京都国民健康保険団体連合会に委託します。ただし、被保険者の資格が喪失した場合は翌年度末までの保存とします。また、データは特定健康診査の分析や保健事業の効果・検証に活用します。

6. 事業主健診等の健診データの収集方法 特定健康診査に代えることが可能な事業主健診、人間ドック等を受診した方 の健診データを収集するための周知を区ホームページ等で行います。

原則、本人から直接健診結果データを取得することとし、収集したデータは階層化を実施し、特定保健指導対象者と判定された方には特定保健指導の案内を行います。

<2>特定保健指導の実施方法

1. 概要

(1) 対象者

腹囲またはBMIにより内臓脂肪蓄積のリスクを判定し、基準値を超えた方について追加リスクの数に基づき保健指導の水準を決めます。なお、特定保健指導の対象とならなかった方には生活習慣改善に関する情報提供を行います。

<特定保健指導の対象者(階層化)>

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40 歳~64 歳	65 歳~74 歳
≥85 cm(男性)	2つ以上該当		積極的	動機付け
≥90 cm(女性)	1 ○武火	あり	支援	支援
	1つ該当	なし		
	3つ該当		積極的	動機付け
上記以外で	9. ○計火	あり	支援	支援
$BMI \ge 25 \text{ kg/m}^2$	2つ該当	なし		-
	1つ該当			

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。 ※追加リスクの判定値

①血糖:空腹時血糖 100mg/d1 以上またはヘモグロビン A1c 5.6%以上

②脂質:空腹時中性脂肪 150mg/d1 以上または HDL コレステロール 40mg/d1 未満

③血圧:収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上

※判定基準の補足

- ・65 歳以上の方は、生活の質(QOL)の低下予防に配慮した生活習慣改善が重要であることから「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
- ・特定保健指導の判定基準に該当した場合でも、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療 に係る薬剤を服薬中の方(特定健康診査の質問票による)は特定保健指導対象者か ら除外する。

(2) 実施方法

特定保健指導は委託により実施し、委託先は、世田谷区医師会、玉川医師会

及びプロポーザルで選定する民間保健指導機関とします。

なお、委託先の機関は、国が定める特定保健指導の外部委託に関する基準(平成 25 年(20 年)厚生労働省告示第 92 号) を満たすものとします。

(3) 実施期間

9月から翌年度末まで

(4) 利用の流れ

特定健康診査の結果を階層化し、対象者を抽出し、毎月1回、対象者に特定保健指導利用券を送付します。対象者は利用券に同封した実施機関名簿の中から希望する実施機関を選び、初回面接の予約を行います。初回面接時に利用券と健康保険証、特定健康診査の結果用紙を持参またはオンラインで、特定保健指導を開始します。3か月または6か月後、実施機関は対象者が取組んだ生活習慣の改善状況を確認し、成果を評価します。

(5) 自己負担金の徴収

特定保健指導に係る自己負担金は徴収しません。

2. 実施内容

特定保健指導は、対象者の追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、「動機付け支援」と「積極的支援」に分けて行います。各支援の実施内容は、次の表のとおりとなります。

(1)動機付け支援

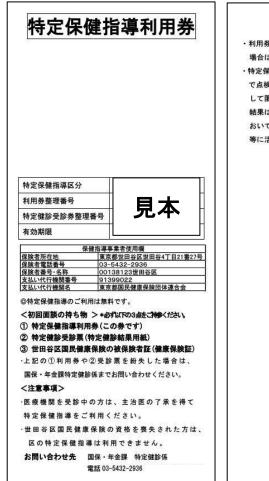
目標	自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、自分のこととして重要であ
	ることを認識し、生活習慣変容のための行動目標を設定でき、保健指導後、
	対象者がすぐに実践(行動)に移り、その生活が継続できることを目指す。
対象者	健康診査結果・標準的な質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された方
	で、生活習慣の変容を促すに当たって、行動目標の設定やその評価に支援が
	必要な方とする。
頻度	原則1回の支援とする。
内容	対象者の生活習慣などを把握し、生活習慣の改善を動機付けるために、面接
	による支援および3か月経過後に実績評価をする。
支援形態	面接による支援(1人 20 分以上の個別支援)
実績評価	面接または通信(手紙、FAX、電子メール)を利用して行う。
	体重、腹囲、設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に
	変化がみられたかについて評価する。

(2) 積極的支援

「動機付け支援	と」に加えて、定期的・継続的な支援により、自らの健康状態						
を自覚し、生活習慣を振り返り、自分のこととして重要であることを認識し、							
生活習慣変容の	生活習慣変容のための行動目標を設定し、目標達成に向けた実践(行動)に取						
組みながら、保	建指導終了後には、その生活習慣が継続できることを目指す。						
健康診査結果・	質問票から生活習慣の改善が必要と判断された方で、そのた						
めに保健指導実	施者によるきめ細かな継続的支援が必要な方とする。						
3か月以上の継	続的な支援をする。						
行動変容の必要	性を実感できるような働きかけを行い、行動が継続できるよ						
う定期的・継続	的に支援する。初回面接から3か月以上継続的な支援を実施						
し、面接による	支援から6か月経過後に実績評価をする。						
初回時の面接	動機付け支援と同様の支援						
3 か月以上の	アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント以						
継続的な支援	上の支援を実施することを条件とする。						
	面接、電話、電子メール、FAX、手紙等を組み合わせによ						
るポイント制で支援を行う。							
動機付け支援の	内容と同様とする。						
	を自覚し、生活と生活習慣変ない。保証を主活習慣では、生活では、生活では、生活では、生活では、ないでは、生活では、生活では、生活では、生活をは、生活をは、生活をは、生活をは、生活をは、生活をは、生活をは、生活を						

3. 利用券

特定保健指導の利用券は、以下の見本を参照してください。



<特定保健指導ご利用について>

- ・利用券、または被保険者証の記載事項に変更があった 場合は、国保・年金課特定健診係までご連絡ください。
- ・特定保健指導結果のデータファイルは、支払い代行機関 で点検されることがあるほか、国への実施結果の報告と して匿名化され提出されます。また特定保健指導の実施 結果は、利用者様ご本人に通知するとともに、保険者に おいて保存し、必要に応じて次年度以降の特定保健指導 等に活用します。あらかじめご了承ください。

4. 周知、案内方法

特定保健指導の対象となった方には、利用券・案内・実施機関名簿を送付します。なお、利用券等を送付する時期は、特定健康診査の受診から約3か月後となります。これは、区に健診結果が届くのに約2か月程度要し、その後、階層化を実施して対象者を抽出するためです。

また、特定保健指導の重要性を区民へ広く周知していく必要があることから、 「区のお知らせ」や「区ホームページ」及び「国保のしおり」等へ掲載します。

5. 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導に関するデータは、原則 5 年間保存とし、管理・保管等の業務 は、東京都国民健康保険団体連合会に委託します。また、データは特定保健指導 の分析や保健事業の効果・検証に活用します。

<3>年間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導(受診・利用勧奨事業含む)の実施に関する大まかな年間スケジュールは以下のとおりとします。

年間スケジュール	年度当初	○特定健康診査・特定保健指導の委託先機関との契約
		○特定健康診査対象者の抽出
		○特定健康診査受診券の印刷・発送準備
	年度の前半	○特定健康診査受診券の一斉発送
		○特定健康診査のチラシやポスター等による広報活動
		○特定健康診査受診券の年度途中加入者への発送(第1回目)
	年度の後半	○特定健康診査の未受診者等に対する受診勧奨
		○前年度の結果の評価・検証、法定報告の作成
		○評価・検証の結果を踏まえた次年度の取組み検討
		○次年度の予算要求
		○特定健康診査受診券の年度途中加入者への発送(第2・3回目)
月間スケジュール		○特定健康診査・特定保健指導の委託費用の払込み
		○特定健康診査結果に基づく特定保健指導の階層化
		○特定保健指導利用券の印刷・送付
		○特定保健指導の電話による利用勧奨

第6章 個人情報の保護

<1>基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行います。

その際、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護には十分に 配慮します。また、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収 集した個人情報は有効に利用します。

<2>記録の保存方法

特定健康診査及び特定保健指導の記録の送付及び健診等費用請求は、電子的記録によるものとし、健診費用等の決済及び記録の保管・管理業務については、東京都国民健康保険団体連合会へ委託します。

<3>記録の保存体制

特定健康診査及び特定保健指導実施機関等から区へ提出される電子的記録 については、毎月別途定めるスケジュールに沿って東京都国民健康保険団体 連合会の電子計算機に記録し、情報管理責任者を指定したうえで、資格審査・ 費用決済業務にかかる日常的な記録確認及び保存整理を行います。

<4>記録の保存期間

記録の保存期間は原則 5 年間とします。被保険者でなくなった場合は、翌年度末まで保存します。記録の破棄にあたっては、具体的な廃棄方法及び時期等を定め、確実に情報の廃棄が行われたことを確認します。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第3項により、作成または変更した時は延滞なく公表することが義務付けられています。また、実施計画に沿って、特定健康診査・特定保健指導を効果的に実施していくためには、被保険者の理解と協力が不可欠です。被保険者の十分な協力を得るためには、なぜ特定健康診査・特定保健指導を受ける必要があるのか等、情報提供や啓発を進め、医療保険者が行う保健事業への理解を深めていく必要があります。

<1>計画の公表

本計画を定めた場合または改定した場合は、区ホームページ等に掲載し公表します。また、計画書を区立図書館や区政情報コーナーで閲覧できるように します。

<2>普及啓発の方法

区ホームページや区広報紙「区のお知らせ」を活用し周知するなど、区民に 広く周知します。

第8章 計画の評価及び見直し

<1>計画の評価

特定健康診査・特定保健指導は、できる限り多くの対象者に確実に実施していくことによって特定保健指導対象者を減少させていくことが重要です。そのため、作成した実施計画に沿って、毎年、計画的かつ着実に特定健康診査・特定保健指導を実施し、その成果を検証していく必要があります。

具体的には、特定健康診査及び特定保健指導について実施計画で設定した目標の達成状況について、毎年度評価を行います。更に、特定保健指導対象者の減少率を毎年度算出し、特定保健指導の事業者評価や保健事業の効果検証等に利用します。

<2>計画の見直し

本計画をより実効性の高いものとするためには、計画内容を実態に即した 効果的なものに見直すことが必要です。評価・検証の結果を踏まえ、必要に応 じて実施計画の見直しを行います。

また、計画の最終年度となる令和 11 年度(2029 年度)の目標達成度を「第3期データへルス計画」とともに評価し、新たな課題や取り巻く状況を踏まえて、見直しを行い、次期計画につなげていきます。

第9章 その他

<1>長寿(後期高齢者)健康診査・保健事業への対応

75歳以上の後期高齢者には、医療保険者である東京都後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、世田谷区国民健康保険特定健康診査の体制を利用して、長寿(後期高齢者)健康診査を実施します。また、後期高齢者の特性を踏まえた保健事業に取り組むことで、関係所管と連携して保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。

<2>がん検診等との連携

区が実施する各種がん検診等についても、関係所管と連携を図りながら、 国民健康保険被保険者が利用しやすい環境(特定健康診査との同時受診等) を整備していきます。

第2部 第4期特定健康診査等実施計画

参考資料

参考資料

参考資料 1 特定健診の受診状況に関するアンケート集計結果

令和5年7月

世田谷区は国民健康保険第3期データへルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(計画の実施期間令和6年度~11年度)の策定にあたり、被保険者の皆様から広くご意見をうかがうために以下のアンケートを実施しました。以下に、送付したアンケート票及びその集計結果を記載します。

回収結果の概要

発送件数 1,200件(特定健診対象者40~74歳の被保険者より無作為抽出)

回答数 217 件(回収率 18%) 実施期間 令和 5 年 7 月~8 月末

以下の設問の当てはまる番号に○をつけるか、またはご記入のうえご回答ください。

◆基本的なことをお尋ねします。

問1:あなたの性別をお答え下さい。

①男性…89 人 ②女性…127 人

問2:あなたの年齢をお答え下さい。

①40 歳代…51 人 ②50 歳代…65 人 ③60 歳代…50 人 ④70 歳代…51 人

問3:あなたのお住まいの地域をお答え下さい。

①世田谷…91 人 ②北沢…39 人 ③玉川…42 人 ④砧…22 人 ⑤烏山…23 人

問4:世田谷区での在住期間をお答え下さい。

①1 年未満…3 人 ②1~5 年…11 人 ③5~10 年…25 人 ④10 年以上…178 人

問5:あなたの職業についてお答え下さい。

①自営業(商店経営等)…61人 ②会社員、団体職員等…13人

③パートタイマー、アルバイト…42人 ④無職…80人 ⑤その他…19人

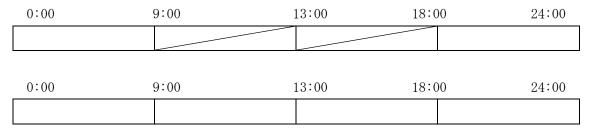
問6:問5の職業で、①②③⑤に○をつけた方にお尋ねします。仕事の形態をお答え下さい。

①ほぼ毎日同じ時間帯に仕事をしている…82人

②日、週又は月ごとに違う時間帯で仕事をしている…43人

問7:問6で①に○をつけた方にお尋ねします。仕事をしている時間帯を、下記の時間表に 斜線で書き込んで下さい。(結果省略:概ね勤務時間は日中の時間帯)

<例>



◆特定健診についてお尋ねします。

問8:世田谷区が、国民健康保険に加入されている40歳以上の方を対象に、「特定健診」 を実施していることをご存知ですか。

①知っている…187人 ②何となく知っている…21人 ③知らない…8人

問9:問8で「①知っている」と答えた方にお尋ねします。「特定健診」を何で知りましたか。(複数回答可)

①特定健診のご案内が届いた…186人 ②国保のしおり・国保だより…19人

③区のおしらせ「せたがや」…17人 ④世田谷区のホームページ…5人

⑤医療機関のすすめ…3人 ⑥家族・知人から聞いた…3人

⑦「特定健診を受けましょう」のポスター …4 人

問10:あなたは昨年度(令和4年度)に世田谷区の特定健診(実施期間:令和4年5月~ 令和5年3月)を受診しましたか。

①受診した…131人
②受診しなかった…84人→問11へ

問11:問10で「②受診しなかった」と回答した方にお尋ねします。受診しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

①通院等で治療中だった…16人 ②特に身体の具合が悪くなかった…20人

③受診がめんどうだった…19 人 ④忙しくて受診する時間がなかった…19 人

⑤世田谷区の国保に加入していなかった…6人 ⑥検査結果を信用できない…0人

⑦人間ドックを受けた…8人 ⑧結果が悪いといわれるのが嫌だった…5人

⑨その他

問12: あなたは今年度(令和5年度)の世田谷区特定健診(実施期間:令和5年5月~令和6年3月)を受診しましたか。

①もう受診した…24 人→問13、問14へ②これから受診する予定…144 人→問13へ③受診しない予定…16 人→問15へ④受診するかどうかわからない…25 人

問13:問12で「①もう受診した」「②これから受診する予定」に○をつけた方にお尋ね します。受診した(する)理由をお答えください。(複数回答可)

①昨年も区の特定健診を受けた…99人	②健康管理のため…132人
③体に気になるところがある(あった)…3	1人 ④年齢的に心配…53人
⑤特定健診があることがわかったから…12	人 ⑥医師に勧められた…10人
⑦家族・知人に勧められた…4人 8そ	一の他

問14:問12で「①もう受診した」に〇をつけた方にお尋ねします。特定健診の実施内容について、満足でしたか。

①満足した…15 人	②まあ満足した…22 人	③どちらともいえない…4人
④あまり満足しなかっ	た…0人	⑤満足しなかった…2人

問15:問12で「③受診しない予定」に○をつけた方にお尋ねします。受診しない理由は何ですか。(複数回答可)

①通院や入院により治療中…3人 ②特に身体の具合が悪くない…5人

③受診がめんどう…4人 ④忙しくて受診する時間がない…4人

⑤検査結果を信用できない…1人 ⑥人間ドックを受ける…7人

⑦結果が悪いといわれるのが嫌だ…2人 ⑧その他…5人

問16:みなさまにお尋ねします。今後、より多くの方に世田谷区の特定健診を受けていただくためには、どのようにすればいいとお考えになりますか。(自由記載)

- ・特定健診で病気が見つかり早期治療できた実例を紹介する
- ・区のお知らせやショートメッセージなどで周知
- ・もう少し検査項目を増やしてほしい
- ・早期発見、早期治療の利点を PR すること等

問17:問16でお答えいただいた以外に、特定健診やデータヘルス計画・特定健診等実施計画※について、要望やご意見がありましたらご記入ください。(自由記載)※現行の計画は、区のホームページに掲載されています。

- ・特定健診もペーパーレスに対応していくべき
- ・健診を簡単に受けられるように SNS 等を駆使して情報を発信してほしい
- ・本人が健診結果をデータで受け取りスマホに保存してアプリなどで活用できるように
- ・健診のご案内があったので制度を知ることができた
- ・区の健診アプリをつくるのはどうか等

問18:現在のご自分の健康状態をどのように感じますか。

①非常に健康である…19人 ②健康である…142人 ③あまり健康でない…29人

④健康でない…7 人

問19:あなたは健康に関心がありますか。

①大変関心がある…57人 ②関心がある…126人 ③あまり関心がない…12人

④関心がない…2 人

問20:あなたが健康づくりのために何か取組むとしたら、何ができそうですか(あるいはすでに取組んでいるものがありますか)(複数回答可)

①特定健診を受ける…112人 ②体調が気になったら早めに診察を受ける…113人

③睡眠を十分にとる…125 人 ④食事に気をつける…146 人 ⑤運動する…143 人

⑥節煙・禁煙する…21人 ⑦節酒・禁酒する…26人

⑧健康食品・サプリメントを摂る…41 人 ⑨ストレスを減らす・こころの健康…82 人

⑩特にない…2人 ⑪その他…3人

参考資料 2 用語解説

用語	解説	出典
高血圧症	血圧が高くなる病気。上の血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧、下の血圧は拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれます。	厚生労働省 i
ジェネリック 医薬品	ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する薬剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。	厚生労働省 ii
脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常 をきたし、血液中の値が正常域をはずれた状態。 動脈硬化の主要な危険因子。	厚生労働省 i
内臓脂肪型肥満	肥満タイプのひとつで、腹腔内の腸のまわりに脂肪が過剰に蓄積している状態。内臓脂肪型肥満(内臓脂肪蓄積)は動脈硬化を進行させる原因のひとつ。	厚生労働省 i
ハイリスクアプロ ーチとポピュレー ションアプローチ	ハイリスクアプローチ:健康障害を起こす危険因子を持つ集団のうち、より高いリスクを有する者に対する方法。 ポピュレーション:集団全体に働きかけて適切な方向にシフトする方法。	日本看護協会『や ってみようポピュ レーションアプロ ーチ』P3,2006年
メタボリック シンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を招きやすい病態。	厚生労働省 i
健康寿命	WHOが提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。 WHO:世界保健機構のこと。	厚生労働省 i
健康日本21 (第二次)	健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指した国 民的健康運動。「栄養・食生活」「身体活動・運動」 「休養・こころの健康づくり」「歯の健康」「たば こ」「アルコール」「糖尿病」「循環器病」「がん」の	厚生労働省 i

	9 分野について、達成すべき数値目標等を掲げています。	
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣 が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。	厚生労働省 i
糖尿病	インスリンというホルモンの不足や作用低下が原因で血糖値の上昇を抑える働き(耐糖能)が低下してしまうため、高血糖が慢性的に続く病気。1型はインスリン依存型とも呼ばれ、自己免疫疾患などが原因でインスリン分泌細胞が破壊されるもので、インスリンの自己注射が必要です。2型はインスリン非依存型と呼ばれ、遺伝的要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症します。	厚生労働省 i
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症で腎臓の機能が低下した症状。	厚生労働省 i

出典

厚生労働省 i : 『e-ヘルスネット』 <www.e-healthnet.mhlw.go.jp>

厚生労働省 ii: 『ジェネリック医薬品への疑問に答えます』 〈www.mhlw.go.jp〉

厚生労働省 iii : 『健康日本 2 1 (第二次)』 〈www. mhlw. go. jp〉

世田谷区国民健康保険 第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画 令和 6(2024)年度~令和 11(2029)年度

発 行 日: 令和6年3月

編集・発行 : 世田谷区保健福祉政策部国保・年金課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

電話 (03) 5432-2936 FAX (03) 5432-3005

(広報印刷物登録番号 No.)